

厚生労働省

平成25年度障害者総合福祉推進事業

意思決定支援の在り方並びに成年後見制度の
利用促進の在り方に関する基礎的調査研究について

平成26年3月

社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会

報 告 書 目 次

はじめに	2
第1章 事業要旨	5
第2章 【調査1】 障害者の意思決定支援に関するアンケート調査	13
第1節. 国内における意思決定支援に関する調査	15
第2節. 海外における意思決定支援に関する調査	20
資料 ●障害者の意思決定支援に関するアンケート	22
●海外における「意思決定支援」および「知的・精神障害者」を含む法律について	74
●「意思決定支援」の記述がある海外の法律（概要）	78
第3章 【調査2】 福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進に関する基礎的調査	87
第1節. 「目的」と「課題」	89
第2節. 「概要」と「方法」	91
第3節. 「結果」と「考察」	93
1. 基礎的調査	93
(1) 親・会員向けアンケート調査	93
(2) 支援者・関係団体向けアンケート調査	121
2. ヒアリング調査	142
(1) 親・会員向けヒアリング調査	142
(2) 支援者・関係団体向けヒアリング調査	150
資料 ●成年後見制度の利用促進の在り方に関する基礎的調査	159
●成年後見制度の利用促進の在り方に関するヒアリング調査	167
第4章 まとめ	171
第1節. 障害者の意思決定の支援について	173
第2節. 障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進について	183
第5章 資料	191
調査検討委員・協力者名簿	193
検討委員会等の実施状況	194
成果等の公表計画	196

はじめに

障害保健福祉施策については、平成12年6月に身体障害者福祉法、知的障害者福祉法などが改正され、平成15年4月から支援費制度に移行した。支援費制度により、ノーマライゼーション原理に則り、障害者自身等が施設や事業所等についての情報を得て、自己決定をしながら契約してサービスを利用する仕組みがスタートした。また、契約制度に移行したことに伴い、自己決定に困難を抱えている障害者について、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業（現在の日常生活自立支援事業）が用意された。

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする障害者自立支援法が、平成17年10月が成立し18年4月に施行された。障害者自立支援法は、日常生活支援や就労支援といった目的に応じたサービス体系に再編し、障害者の希望と必要性に応じて全国どこでもサービスが受けられることが目指され、サービス量の拡大とともに、サービスを選択することが可能となった。

平成21年9月に成立した連立政権は、障害者自立支援法を廃止し制度の谷間がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度である障がい者総合福祉法（仮称）を制定することに合意した。同年12月には、障害者施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、障がい者制度改革推進本部が閣議決定された。その下で、22年1月には、障がい者制度改革推進会議が開催された。同年4月には、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が開催され新しい制度への具体的な検討に入り、平成23年8月には 障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言が出された。これを受けて、平成25年4月から障害者総合支援法が施行されている。

このように、障害福祉分野は大きな動きの中にあり、そのキーワードは障害者の自己決定を尊重していくなど権利擁護が注目されている。障害者自身がどこでだれと生活するかなどの自己決定・自己選択、それが困難な障害者については意思決定を支援していくことが課題となってきている。改正障害者基本法では、国及び地方公共団体は障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者やその家族等に対する相談業務、成年後見制度等の施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならないとされた。また、障害者総合支援法では、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者又は指定相談支援事業者の責務として、障害者等（障害児含む）の意思決定の支援に配慮することを求めている。同法の附則では、法施行後3年を目途として、障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。

しかし、障害者の意思決定の支援とはそもそもどのようなものと考え、それを実現していくためにはどのような仕組みを構築していけばよいかなどの事項についてのコンセンサスは得られていない、また、成年後見制度については、その利用は着実に進んできたものの、制度を必要とする人たち全体を考えれば、利用しているのは今なお一部の障害者といえる。

意思決定支援については、その重要性についての認識はされてきたが、障害者の意思決定（特に障害の重い人の）はどのようなもので、その具体的な支援方法については共通の認識には至っていない。当研究は、主として知的障害者や精神障害者の意思決定支援についての考え方や支援方法について調査することにより、その実態や課題を明らかにすることを目的とする。また、意思決定と深い関係にある成年後見制度の利用実態及び課題を調査し、今後の障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の方向性を明らかにすることを目的とするものである。

当研究によって、障害者の意思決定支援についてのコンセンサスが得られ、成年後見制度の利用促進が図られことにより権利擁護がなされ、障害者の安心した地域生活が更に進展することを望むものである。

社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会
理事長 久保 厚子

第1章 事業要旨

事業名	意思決定支援の在り方並びに成年後見制度の利用促進の在り方に関する基礎的調査研究
事業目的	<p>障害者総合支援法では、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者又は指定相談支援事業者の責務として、障害者等（障害児含む）の意思決定の支援に配慮することを求めている。さらに、同法の附則では、法施行後3年を目途として、障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。当該事業は、障害者の意思決定の支援に関して、その考え方及び実態と課題等について海外の制度等を含めて調査研究することにより今後の意思決定の支援の具現化に資することを目的とする。</p> <p>また、成年後見制度に関する利用実態を調査し、今後の障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度の利用促進の課題について明らかにすることを目的とする</p>
事業概要	<p>事業概要は以下の通りである。</p> <p>意思決定支援について、</p> <p>①障害者団体、事業者団体、成年後見実施団体等へのアンケート調査</p> <p>②海外の制度等に関する文献調査</p> <p>成年後見制度の利用促進について、</p> <p>③親・会員向け及び、支援者・関係団体向けアンケート調査</p> <p>④親・会員向け及び、支援者・関係団体向けヒアリング調査を実施した。</p>
事業実施結果	<p>事業実施結果は以下の通りである。</p> <p>意思決定支援について、</p> <p>①国内の障害者団体、事業者団体、成年後見実施団体等 33 団体に対してアンケート調査を配布し、17 団体の回答を回収した。</p> <p>②海外の制度等に関して、4 か国（カナダ2、イギリス、チェコスロバキア）の意思決定支援に関する法律制度について文献調査を行う。</p> <p>意思決定支援に関する結果は以下の通りである。</p> <p>①の国内調査においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意思決定支援の認識については、団体においては当事者団体と職能団体としてはその認識が異なっていた。 ・障害者権利条約との関係において意思決定支援を認識している。 ・病院や入所施設からの地域生活等移行における意思決定支援が重要。 ・意思決定支援は意思形成支援ということ

事業実施 結果	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的手法としては、支援者との安心感・共感に基づく信頼関係、わかりやすい情報提供（絵や代替コミュニケーション手段、選択補助ツール、見学や実体験等を含む）、チームでの支援が挙げられていた。 ・場面としては、日常的な場面、非日常的場面（法律行為）、非日常的場面（公民権行使）、サービス利用契約時、個別支援作成時、サービス等利用計画作成時、地域生活移行や一般就労移行時、求職活動時・職場適応期などが挙げられている。 ・意思決定支援の課題として、意思決定を可能とする環境の整備、支援者の課題、意思決定支援という用語の捉え方、障害者権利条約との関係整理が挙げられていた。 <p>②の海外の調査結果として以下の事項が挙げられる。（資料「意思決定支援」の記述がある海外の法律（概要）を参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律制定の目的は、先天的あるいは後天的なり理由により、意思決定の支援の必要な人に対して財産管理から福利厚生に関わる代理行為を提供することを目的とする。 ・意思決定能力の定義は、関連情報を比較検討して意思決定に活用することができること等が挙げられている。 ・意思決定支援・代理行為の基本的考え方は、誰でも意思決定能力があると推定されることが基本であり、支援者は本人の意思にそった支援を行い、本人の最大の利益を考える。 ・支援者の種類としては、代理人、意思決定支援者等という名称が使われている。 ・支援形態としては、代理契約という形態と意思決定支援に別れる。 ・支援内容に関しては、住む場所（ケア施設を含む）、日常的財務管理、生活介助、医療等があげられている。 ・裁判所の権限としては、意思決定能力の決定、代理人・後見人・意思決定支援者の任命、後見人・管財人等のチェック。 ・その他の事項として、監督者の指名、公的機関の調査の仕組み、異議申し立ての仕組みなどが報告されている。 <p>成年後見制度の利用促進について</p> <p>③親・会員向け及び、支援者・関係団体向けアンケート調査</p> <p>④親・会員向け及び、支援者・関係団体向けヒアリング調査を実施した。</p> <p>成年後見制度の利用促進に関する結果は以下の通りである。</p> <p>③の親・会員向け及び支援者・関係団体向けアンケート調査においては、親・会員向けアンケート調査では、回答数は 1353 通であり、その内、制度利用者は 32%、申立てたのは親が 71%、後見人等も親が 66%であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用の動機は、「預貯金の管理」が 53%、「障害福祉の契約」が
------------	--

事業実施 結果	<p>52%、続いて「親なき後の不安」が48%であった（複数回答）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用していても不安なこととして、「後見人の年齢」が62%、「報酬支払い」が36%等、が挙げられた。 ・一方、制度を利用していない人の理由は、「必要性を感じない」が48%、「申立手続が面倒」が18%だった。 ・今後の利用意向は「利用したい」が48%、「わからない」が43%であり、今後の利用希望は、「6～10年後」が43%、「1～5年後」が33%であった。 ・課題の1、「医療同意権がないこと」については、「それなりに問題」が32%、「大きな問題」が30%であった。 ・課題の2、「欠格条項」については、「どちらともいえない」が38%、「それなりに問題」が24%であった。 ・課題の3、「報酬の本人全額負担」については、「それなりに問題」が32%、「大きな問題」が22%だった。 ・課題の4、「市民後見人」については、「それなりに問題」が32%、「どちらともいえない」が30%であった。 <p>一方、支援者・関係団体向けアンケート調査では、回答数は277通であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答者の職業は、「社会福祉士」が44%、「司法書士」が40%、「弁護士」が11%であり、障害者の後見の受任については、「1件」が22%、「2件」が18%であった一方で、11件以上の人も12%あった。 ・後見をしている人の障害種別としては、「知的障害（重度）」が58%、「精神障害」が58%、「知的障害（中軽度）」が51%であった。 ・課題の1、「医療同意権がないこと」については、「大きな問題である」が40%、「それなりに問題である」が34%であった。 ・課題の2、「欠格条項」については、「どちらともいえない」が33%、「それなりの問題である」が28%であった。 ・課題の3、「報酬の本人全額負担」については、「それなりの問題である」が37%、「どちらともいえない」が22%であった。 ・課題の4、「市民後見人」については、「大きな問題である」が44%、「それなりの問題である」が40%であった。なお、法人後見については、「それなりに問題である」が41%、「どちらともいえない」が23%であった。 <p>④の親・会員向け及び、支援者・関係団体向けヒアリング調査においては、親・会員向けヒアリング調査は、利用している人9名と、利用していない人12名に行った（内、知的障害11名、精神障害10名）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用に至った過程としては、支援者と相談し（申立ても手伝い）、勉強会を行って理解につながったことが挙げられた。 ・利用してのメリットとして、悪徳商法から守る、不要な物品購入の解約や、相談できる人が増えたこと、支援者等を交えたケース会議開催等により、不安感が解消されたことが挙げられた。 ・デメリットとしては、手続の煩雑さ、報酬の負担、親族の場合には後見人の思
------------	---

<p>事業実施 結果</p>	<p>いを優先しがち、本人の意思を抑えかねないこと等が挙げられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どうしたら利用に至るかについては、誰でも相談できる後見センターの存在、後見人を監督する機関の必要性、報酬の助成制度の必要性、申立ての簡略化等が挙げられた。 ・課題としては、制度運用の実例を知らせて欲しい、後見人との信頼関係を築く仕組み、親族の次の後見人を誰にするか等が挙げられた。 ・利用していない人の意見としては、他人に委ねる気にならない、まだ必要ない、適任者がいない、親族の立場と後見人の立場が不明、報酬がかかる、人と馴染めない、手続きが煩雑等、が挙げられた。 ・どうすれば利用に至るかについては、総合窓口（社協や行政）があるといい、後見の具体的内容がわかる周知方法を仕組みが必要、後見報酬を払わなくていいように、ひとりの親族や法律家に任せるのは心配、関係者が協議をして判断してくれる仕組み、育成会のような障害特性の理解できる団体に法人後見をして欲しい等が挙げられた。 <p>一方、支援者・関係団体向けヒアリング調査においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用した契機は、相談支援事業所等からの虐待相談や、事業所等との契約に必要であったこと等が挙げられ、利用への支援としては、制度説明、申立て支援、関係機関との連携が挙げられた。 ・利用に至った過程においては、親からの申請については制度の説明や手続、虐待事案等においては行政や関係機関との相互理解や家族間調整等の多面的な支援が必要。制度利用後も、支援計画の共有が必要。本人へも説明し、支援者が増えたことでチーム支援の構築ができる等。 ・利用のメリットとして、権利擁護の視点から支援方針を確認でき、本人中心の支援へつながる、本人との信頼関係を深めるため定期的な面談を行うことで本人の希望を引き出すことができる等が挙げられた。 ・利用のデメリットとしては、家族の将来的な不安を解消する反面、後見人が付くことで家族関係が希薄になる例もある。 ・今後必要な取組みとしては、制度の理解の促進のため広く市民に普及の取り組みを、支援者の制度理解と資質の向上のための研修、関係機関との連携体制づくり、市町村長申立ての普及、報酬への助成等が挙げられた。
<p>考 察</p>	<p>事業実施により以下の事柄が考察された。</p> <p>意思決定支援の調査に関しては、</p> <p>① 被害団体、事業者団体、成年後見実施団体等の意思決定支援についての捉え方には相違があり、コンセンサスが得られていない状況がある。当事者団体や支援者という立場の相違はあるが、一定の共通認識を得ることが喫緊の課題である。特に、障害者権利条約との関係について、条約批准後の大きなテーマとなるであろう。</p>

考 察	<p>②海外の制度等に関しては、意思決定支援の必要な人を広く捉えること、意思決定支援を最大限行い、困難な箇所を代理決定で行うこと。その際、本人の最大の利益を優先すること、その対象となる分野は生活全般に及ぶが、特に住む場所、健康管理を含めた医療、財産の管理等のそれぞれの分野における意思決定支援の基準が必要となるだろう。</p> <p>成年後見制度の利用促進の調査に関しては、</p> <p>③親・会員向け及び、支援者・関係団体向けアンケート調査からは、制度を利用している親がまだ少数であり、利用している理由も「預貯金の管理」等、社会情勢に迫られて仕方なく申し立てた利用が多く、積極的な申立ては決して多くない。福祉サービス利用についても、施設側からの働きかけと支援により申立てに至ったものである。利用を妨げている最大の理由は「必要性を感じない」であり、「報酬の本人全額負担」が続いている。いわば、親の成年後見制度の理念や後見人の役割の理解はまだ十分ではない。親が制度の必要性を理解し、福祉サービス利用に当って積極的に申立てるには、本人の権利擁護の重要性を理解するための、より踏み込んだ周知が求められよう。同時に、報酬問題の解決を含め、制度が必要な人に届き、利用者の利益につながることで実感できる制度設計を旨とする必要がある。</p> <p>④親・会員向け及び、支援者・関係団体向けヒアリング調査からも、今のところ切羽詰まってからの申立てが多い現実が分かった。申立てをためらっている親やその必要性を感じていない親に対しては、地域に、気軽に制度に関する相談ができ、申立支援や、申立後の相談にも乗ってくれる後見センター等の設置が必要である。同時に、親や本人がふだん接する身近な福祉関係者こそ、まず制度を理解して、その必要性を判断できる専門性を持つことが重要である。これらと平行して、制度利用によって本人の権利が擁護され、支援のネットワークが育ち、本人が社会人としての自覚を持てるようになる等のメリットが、親にも関係者にも実感として分かるよう、制度利用のガイドライン作りやモデル事業の実践も必要となろう。</p>
-----	--

第2章 【調査1】 障害者の意思決定支援に関するアンケート調査

第1節 国内における意思決定支援に関する調査

平成25年度より施行されている障害者総合支援法の附則に障害者の意思決定支援に関する検討規定が盛り込まれるなど、制度の課題にも挙げられている。一方で、知的障害あるいは精神障害のある人の意思決定支援に関しては、その考え方などについて関係者の間でもコンセンサスが得られているわけではない。意思決定支援について、その具体的なイメージについて、直接的な支援技法から制度的に関するものまで多種多様な考え方がある。

本調査においては、これらの状況を整理するために、

①意思決定支援に関する国内の各関係団体の認識の状況を把握すること

②意思決定支援に関する海外の法律及び制度等の状況を把握すること

などを通して、今後の意思決定支援の在り方に関する検討のための基礎的な情報を得ることを目的としたものである。

1. 調査の目的

障害者の意思決定支援のあり方について関係者間の議論の現状を把握し、諸外国の制度や有り様等と比較検討していくことで、わが国における今後の議論に資することを目的とする。

2. 調査の対象

知的障害、発達障害、精神障害を中心とする障害者団体、および障害福祉関係事業者や権利擁護に関わる17団体を対象とする。

3. 調査の方法

(1) 調査の方法

意思決定支援に関する、「自由記述」と「選択」等を内容とする質問項目からなるアンケート用紙を作成し、障害者団体に配布し、紙または電子ファイルのうち適当なほうを選択し記入していただいて、回答を得た

(2) 調査の期間

2013年10月から2013年11月29日

4. 調査の結果

(1) 回収率

障害者各団体33か所にアンケートを送付し17団体から回答を得る。回収率52%。

(2) 団体の意思決定支援への取り組み状況

① 団体としての意見や提言などのとりまとめ

Q4. 団体としての意見や提言などのとりまとめをしていますか		
1	している	2 14.3%
2	作成している最中	2 14.3%
3	今後行う予定	4 28.6%
4	行っておらずその予定もない	5 35.7%
5	わからない	1 7.1%
	合計	14 100.0%

「団体としての意見や提言などのとりまとめをしていますか」という問いに。一方、「行っておらずその予定もない」が 35.7%となっており、現段階において団体としての積極的な取り組みを行っている数は少なく、「今後の取り組み」にかかっていることが伺える。

② 団体としての取り組み

Q5. 意思決定支援について、貴団体としてどのようなことに取り組みましたか。		
1	研修会に参加・職員派遣	3 10.0%
2	団体内の委員会等で検証・研究	6 20.0%
3	団体内での研修会・勉強会の開催	6 20.0%
4	外部の調査・研究事業等に参加	2 6.7%
5	情報や資料の収集	7 23.3%
6	その他	2 6.7%
7	特になし	4 13.3%
	合計	30 100.0%

「意思決定支援について、団体としてどのようなことに取り組みましたか」という取り組みの具体的内容への質問については、「研修会に参加・職員派遣」が 10.0%、「団体内の委員会等で検証・研究」が 20.0%、「団体内での研修会・勉強会の開催」が 20.0%と、研修会や勉強会への参加など情報収集に力点が置かれている状況が伺われる。

③ 取り組みの時期

Q6. それらの取り組みはいつごろから実施していますか。		
1	日本が障害者権利条約に署名した頃	0 0.0%
2	障害者基本法が改正された頃	6 50.0%
3	障害者総合支援法が施行された頃	4 33.3%
4	もっと以前から	2 16.7%
5	わからない	0 0.0%
	合計	12 100.0%

取り組みの実施時期への質問については、「障害者基本法が改正された頃」が 50.0%、「障害者総合支援法が施行された頃」が 33.3%となっており、法律に意思決定支援に関する文言が入ったことが、取り組みの契機となったことが伺われる。

④取り組みが無い理由

Q7. 取り組みが無い理由について最も近いものを選択してください。			
1	内容がよくわからない	1	33.3%
2	必要性を感じない	0	0.0%
3	社会的な議論が進んでいない	0	0.0%
4	団体内に取り組みを行う機会や部署がない	2	66.7%
5	その他	0	0.0%
	合計	3	100.0%

取り組みを阻害している理由については、「団体内に取り組みを行う機会や部署がない」が 66.7%と団体内部の理由と、「内容そのものがよくわからない」が 33.3%と意志決定支援に関する認識が進んでいないことの2つに大きく分かれる。後者の「内容そのものがよくわからない」ことは、社会全般に障害者の意思決定支援についての情報は行きわたっていないことでもあり計画的及び戦略的な取り組みが必要である。

⑤今後の取り組み

Q8. 意思決定支援について今後はどのような取り組みを考えていますか。最も注力したいもの1つを選択してください。			
1	研修会に参加・職員派遣	0	0.0%
2	団体内の委員会等で研修・研究	6	40.0%
3	団体内での研修会・勉強会の開催	2	13.3%
4	外部の調査・研究事業等に参加	1	6.7%
5	情報や資料の収集	2	13.3%
6	その他	2	13.3%
7	特になし	2	13.3%
	合計	15	100.0%

今後の取り組みの具体的内容については、「団体内の委員会等で研修・研究」が 40.0%、「団体内での研修会・研究会や情報の収集」が 40.0%と研修会や勉強会に力点が置かれていることが伺われる。

⑥団体の今後の姿勢

Q9. 意思決定支援に関する貴団体の今後の姿勢について、最も近いもの1つを選択してください。			
1	今より力を入れたい	10	62.5%
2	現状で十分	0	0.0%
3	必要性が出てくれば	6	37.5%
4	取り組む予定はない	0	0.0%
5	その他	0	0.0%
	合計	16	100.0%

団体としての今後の姿勢については、「今より力を入れる」が 62.5%、「その必要性が出てくれば」 37.5%となっており、団体としては重要なテーマとして認識していることが伺われるが、今後の状況次第によるものと様子見の姿勢も少なからず伺われる。

(3) 団体の意思決定支援への認識

- ① 意思決定支援とはどのような支援であるかというそもそもの認識については、団体においては当事者団体と職能団体としてはその認識に差異があった。

当事者団体については、障害者は差別されることなく、人格と個性を尊重され、地域生活を継続的に営むため、有する法的能力の行使にあたっては必要とする支援を受ける権利があること、その支援が、障害の程度によらず、個人の自律（自立）を基礎になされるために、意思決定に対する支援が求めているとされている。

職能団体としては、福祉のための専門的・社会的活動を進めるためのソーシャルワークの原則としての基本原則として自己決定の尊重を挙げている。

- ② 障害者権利条約との関係において意思決定支援を認識している。

障害者権利条約第十二条「法律の前にひとしく認められる権利」においては、

1. 締約国は、障害者がすべての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
2. 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者と平等に法的能力を享有することを認める。
3. 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用することができるようにするための適当な措置をとる。

とされ、わが国の成年後見制度（guardianship）のような「代理人による意思決定」から「支援を受けた意思決定（supported decision-making）」への変更を求めていると認識している。

- ③ 病院や入所施設からの地域生活等移行における意思決定の支援

条件が整えば、退院できるいわゆる社会的入院とされている患者の退院促進の必要性及び入所施設から地域への移行を進めるために、情報を提供し、適切な相談により、本人の意思決定を支援することが求められているとされている。

- ④ 意思決定支援は意思形成支援ということ

本人にとってより良い意思決定を、本人自身が心から納得してできるような支援する事が重要であり、意思決定支援は意思形成支援であること。

(4) 団体の意思決定支援への具体的手法とその範囲

- ① 具体的手法としては、

- ・ 支援者との安心感・共感に基づく信頼関係
- ・ わかりやすい情報提供（絵や代替コミュニケーション手段、選択補助ツール、見学や実体験等を含む）
- ・ チームでの支援

- ② 場面としては、

- ・ 日常的な場面、非日常的場面（法律行為）、非日常的場面（公民権行使）
- ・ サービス利用契約時、個別支援作成時、サービス等利用計画作成時
- ・ 地域生活移行や一般就労移行時、求職活動時・職場適応期などが挙げられている。

5. 意思決定支援の課題として、
- ① 意思決定を可能とする環境の整備
選択の機会の保障（失敗の体験を許容する）、時間的余裕、職員の配置、パーソナルアシスタント制度との関係
 - ② 支援者の課題
家族の場合、施設職員等である場合
 - ③ 意思決定支援という用語の捉え方
意思決定支援という用語の概念の整理と統一
 - ④ 障害者権利条約
成年後見制度の取り扱いと supported decision-making への変更
などが挙げられている。

6. 考 察

意志決定支援について、関係者や専門家の間でも統一した意見となっていない。意思決定支援という用語の概念の整理と統一を含めたコンセンサスが必要である。それをまとめると、

- ① 意思決定支援の概念の整理
 - ② 意思決定を可能とする支援の方法
 - ③ 意思決定を可能とする仕組みの整備
- である。その際、障害者権利条約との関係において、わが国の成年後見制度の取り扱いと supported decision-making への変更への対応が必要とされると考えられる。

障害者の意思決定支援に関するアンケート調査協力団体

- 日本司法書士会連合会
- 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会
- 社会福祉法人全国重症心身障害（児）者を守る会
- 特定非営利活動法人東大阪成年後見支援センター
- 日本弁護士連合会
- 公益社団法人日本社会福祉士会
- 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
- 公益社団法人全国精神保健福祉会連合会
- 全国知的障害者施設家族会連合会
- 一般社団法人日本自閉症協会
- 公益社団法人日本発達障害連盟
- 全国就労移行支援事業所連絡協議会
- 特定非営利活動法人 DPI（障害者インターナショナル）日本会議
- 公益社団法人日本精神保健福祉士協会
- 公益財団法人日本ダウン症協会
- 公益財団法人日本知的障害者福祉協会
- 一般社団法人日本発達障害ネットワーク

（順不同）

第2節 海外における意思決定支援に関する調査

1. 調査の目的

障害者の意思決定支援の法律及び制度の現状を把握し、国内の制度や有り様等と比較検討していくことで、わが国における今後の議論に資することを目的として、インターネット等を通して文献の調査を行った。

2. 調査の対象

意思決定支援に関する海外の法律及び制度

3. 調査方法

(1) 調査の方法

インターネット等を通して文献の調査を行った。

(2) 調査の期間

2013年9月1日～2013年12月31日

4. 調査結果

意思決定支援に関する幾つかのポイントは以下の通りである。(資料 海外における「意思決定支援」および「知的・精神障害者」を含む法律についてを参照)

(1) 法律制定の目的

先天的あるいは後天的なり理由により、意思決定の必要な人に対して財産管理から福利厚生に関わる代理行為を提供することを目的とする。代理行為は、本人の意思決定能力に欠ける事柄に限り、法の及ぶ範囲を最小限に限ることに特徴がある。また、能力低下後の、生活方法や財産管理方法を能力低下前に決めておくことができる。

(2) 意思決定能力の定義

関連情報を比較検討して意思決定に活用することができることが挙げられているが、RAA^(※1)のように、本人が代理協定を結びたい(または解消したい)という意思を伝えることができる場合にのみ法が有効であるとされるものもある。

(3) 意思決定支援・代理行為の基本的考え方

誰でも意思決定能力があると推定されることが基本。支援者は本人の意思にそった支援を行い、本人の最大の利益を考える。

代理人は、本人の最善の利益を考え、本人と第三者との架け橋になるべく心がけること。

(4) 支援者の種類

RAA^(※1)及びMCA^(※2)は代理人、AGTA^(※3)及びCCC^(※4)は意思決定支援者という名称が使われている。

(5) 支援形態

代理契約という形態と意思決定支援に別れるが、意思決定支援とは別に共同意思決定支援(AGTA^(※3))の形態もある。

(6) 支援内容

住む場所(ケア施設を含む)、日常的財務管理、生活介助、医療等があげられている。

(7) 裁判所の権限

意思決定能力の決定、代理人・後見人・意思決定支援者の任命、後見人・管財人等のチェック

(8) その他

監督者の指名、公的機関の調査の仕組み、異議申し立ての仕組みなど。

5. 考 察

意思決定支援に関しては、

- ・ 意思決定支援の必要な人を広く捉えることが必要である。(2005年意思能力法においては、認知症、知的障害、精神障害、高次脳機能障害の4分野を対象としている)。
- ・ 意思決定支援に関しては、その人の状態、対象の事項、関わる人との関係など個別事案と状況を判断して行うべきであり、一般的に意思決定困難などと判断されるべきではないこと。それは、意思決定支援を最大限行うことを試みた結果として、困難な箇所を協働決定で補うことを示唆している。
- ・ 意思決定支援の際には、本人の最大の利益を優先することを心がけるとともに、それを可能にする手法はエンパワメントであること。
- ・ その対象となる分野は生活全般に及ぶが、特に住む場所、健康管理を含めた医療、財産の管理については、その手法も含めて支援に関する共通な考え方をもつべき分野である。

ことが重要なものとして考えられる。

【注釈】

- ※1 : Representation Agreement Act
- ※2 : Mental Capacity Act
- ※3 : Adult Guardianship and Trusteeship Act
- ※4 : Czech Civil Code

障害者の意思決定支援に関するアンケート

■設問■

【自由記述】

※各項目とも概ね2000字を上限としてください。

Q1 貴団体では意思決定支援とはどのような支援だと考えますか。貴団体を主として構成する方々の障害特性等をふまえてご記入ください。

※ 別紙（任意様式）か電子ファイルのフォーマットにご記入ください

Q2 意思決定支援が必要と思われる場面や具体的な手法、その範囲等についてお書きください。

※ 別紙（任意様式）か電子ファイルのフォーマットにご記入ください

Q3 障害者の意思決定支援について、そのあり方や団体としての提言、課題と考える点などご自由にお書きください。すでに公表文書等にまとめられている場合は、そちらをご提供ください。

※ 別紙（任意様式）か電子ファイルのフォーマットにご記入ください

【選択】

Q4 現時点で、意思決定支援のあり方について、団体としての意見や提言などのとりまとめをしていますか。その時期も合わせてお答えください。

1. している（ 年 月頃実施）
2. 作成している最中（ 年 月頃完成見込）
3. 今後行う予定（ 年 月頃開始予定）
4. 行っておらずその予定もない
5. わからない

Q5 意思決定支援について、貴団体でこれまで取り組まれたことすべてに○をつけてください。

1. 研修会に参加・職員派遣
2. 団体内の委員会等で検証・研究
3. 団体内での研修会・勉強会の開催
4. 外部の調査・研究事業等に参加
5. 情報や資料の収集
6. そのほか（)
7. 特にない（→Q7にご回答ください）

Q6 Q5で1～6と回答された方にうかがいます。それらの取り組みはいつごろから実施していま

すか。

1. 日本が障害者権利条約に署名した頃（平成 19 年 9 月頃）
2. 障害者基本法が改正された頃（平成 23 年 8 月頃）
3. 障害者総合支援法が施行された頃（平成 25 年 4 月頃）
4. もっと以前から取り組んでいた
5. わからない

Q7 Q5で7と回答された方にうかがいます。取り組みがない理由について最も近いものに○をつけてください。

- | | |
|--------------------|------------------------|
| 1. 内容がよくわからないから | 2. 必要性を感じないから |
| 3. 社会的な議論が進んでいないから | 4. 団体内に取り組みを行う機会や部署がない |
| 5. そのほか（ | ） |

Q8 意思決定支援について今後はどのような取り組みを考えられていますか。最も注力したいもの1つに○をつけてください。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1. 研修会に参加・職員派遣 | 2. 団体内の委員会等で検証・研究 |
| 3. 団体内での研修会・勉強会の開催 | 4. 外部の調査・研究事業等に参加 |
| 5. 情報や資料の収集 | |
| 6. そのほか（ | ） |
| 7. 特にない | |

Q9 意思決定支援に関する、今後の貴団体の姿勢に最も近いもの1つに○をつけてください。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1. 今より力を入れて取り組みたい | 2. 現状の取り組みで十分だと感じる |
| 3. 必要性が出てくれば取り組みたい | 4. 取り組む予定はない |
| 5. そのほか（ | ） |

【貴団体およびご記入の方について】

記入日： 月 日

団体名		記入者名	
連絡先	(電話)	(メール)	

アンケートは以上で終了です。ご協力、ありがとうございました。

■設問■

【自由記述】

※各項目とも概ね2000字を上限としてください。

Q 1 貴団体では意思決定支援とはどのような支援だと考えますか。貴団体を主として構成する方々の障害特性等をふまえてご記入ください。

司法書士は、成年後見人に多く就任している法律専門家であるため、日々の業務において被後見人である障害者の意思決定にかかわることが多い。その際には、日常的な被後見人との交流の中から総合的に判断して、本人の自己決定権を最大限尊重することを前提に意思決定を支援しているものと考えられる。そして、そのような姿勢が意思決定支援であると考えている。

Q 2 意思決定支援が必要と思われる場面や具体的な手法、その範囲等についてお書きください。

司法書士が、障害者の後見人に就任しているケースにおいては、日々の後見業務の中で、日常的に意思決定支援が必要と思われる場面が存在する。具体的には、法律行為のみならず、被後見人の日常生活に関わるすべての分野にわたっているのが現状であると思われる。

Q 3 障害者の意思決定支援について、そのあり方や団体としての提言、課題と考える点などご自由にお書きください。すでに公表文書等にまとめられている場合は、そちらをご提供ください。

成年後見制度の基本理念となっている自己決定権の尊重について、成年後見人に就任している多くの司法書士は、日々の具体的な業務の中で、どのような意思決定支援がベストか悩みながら行っていると思われる。当会としては、そのような全国の会員の業務を資するような、ノウハウの提供はもちろんのこと、成年後見業務の現状を踏まえた、あるべき「障害者の意思決定支援」についての提言も行っていく必要性を感じている。

【選択】

Q 4 現時点で、意思決定支援のあり方について、団体としての意見や提言などのとりまとめをしていますか。その時期も合わせてお答えください。

4. 行っておらずその予定もない

Q 5 意思決定支援について、貴団体でこれまで取り組まれたことすべてに○をつけてください。

7. 特にない (→Q 7にご回答ください)

Q 6 Q 5で1～6と回答された方にうかがいます。それらの取り組みはいつごろから実施していますか。

—

Q7 Q5で7と回答された方にうかがいます。取り組みがない理由について最も近いものに○をつけてください。

4. 団体内に組みを行う機会や部署がない

Q8 意思決定支援について今後はどのような取り組みを考えられていますか。最も注力したいもの1つに○をつけてください。

2. 団体内の委員会等で検証・研究

Q9 意思決定支援に関する、今後の貴団体の姿勢に最も近いもの1つに○をつけてください。

3. 必要性が出てくれば取り組みたい

【貴団体およびご記入の方について】

団体名	日本司法書士会連合会
-----	------------

アンケートは以上で終了です。ご協力、ありがとうございました。

■設問■

【自由記述】

※各項目とも概ね2000字を上限としてください。

Q1 貴団体では意思決定支援とはどのような支援だと考えますか。貴団体を主として構成する方々の障害特性等をふまえてご記入ください。

—

Q2 意思決定支援が必要と思われる場面や具体的な手法、その範囲等についてお書きください。

—

Q3 障害者の意思決定支援について、そのあり方や団体としての提言、課題と考える点などご自由にお書きください。すでに公表文書等にまとめられている場合は、そちらをご提供ください。

—

【選択】

Q4 現時点で、意思決定支援のあり方について、団体としての意見や提言などのとりまとめをしていますか。その時期も合わせてお答えください。

5. わからない

Q5 意思決定支援について、貴団体でこれまで取り組まれたことすべてに○をつけてください。

7. 特にない（→Q7にご回答ください）

Q6 Q5で1～6と回答された方にうかがいます。それらの取り組みはいつごろから実施していますか。

—

Q7 Q5で7と回答された方にうかがいます。取り組みがない理由について最も近いものに○をつけてください。

1. 内容がよくわからないから

公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会

Q8 意思決定支援について今後はどのような取り組みを考えられていますか。最も注力したいもの1つに○をつけてください。

5. 情報や資料の収集

Q9 意思決定支援に関する、今後の貴団体の姿勢に最も近いもの1つに○をつけてください。

3. 必要性が出てくれば取り組みたい

【貴団体およびご記入の方について】

団体名	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会
-----	------------------------

アンケートは以上で終了です。ご協力、ありがとうございました。

■設問■

【自由記述】

※各項目とも概ね2000字を上限としてください。

Q1 貴団体では意思決定支援とはどのような支援だと考えますか。貴団体を主として構成する方々の障害特性等をふまえてご記入ください。

—

Q2 意思決定支援が必要と思われる場面や具体的な手法、その範囲等についてお書きください。

—

Q3 障害者の意思決定支援について、そのあり方や団体としての提言、課題と考える点などご自由にお書きください。すでに公表文書等にまとめられている場合は、そちらをご提供ください。

—

【選択】

Q4 現時点で、意思決定支援のあり方について、団体としての意見や提言などのとりまとめをしていますか。その時期も合わせてお答えください。

4. 行っておらずその予定もない

Q5 意思決定支援について、貴団体でこれまで取り組まれたことすべてに○をつけてください。

4. 外部の調査・研究事業等に参加

Q6 Q5で1～6と回答された方にうかがいます。それらの取り組みはいつごろから実施していますか。

3. 障害者総合支援法が施行された頃（平成25年4月頃）

Q7 Q5で7と回答された方にうかがいます。取り組みがない理由について最も近いものに○をつけてください。

—

社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会

Q8 意思決定支援について今後はどのような取り組みを考えられていますか。最も注力したいもの1つに○をつけてください。

7. 特にない

Q9 意思決定支援に関する、今後の貴団体の姿勢に最も近いもの1つに○をつけてください。

3. 必要性が出てくれば取り組みたい

【貴団体およびご記入の方について】

団体名	社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会
-----	------------------------

アンケートは以上で終了です。ご協力、ありがとうございました。

■設問■

【自由記述】

※各項目とも概ね2000字を上限としてください。

Q1 貴団体では意思決定支援とはどのような支援だと考えますか。貴団体を主として構成する方々の障害特性等をふまえてご記入ください。

—

Q2 意思決定支援が必要と思われる場面や具体的な手法、その範囲等についてお書きください。

—

Q3 障害者の意思決定支援について、そのあり方や団体としての提言、課題と考える点などご自由にお書きください。すでに公表文書等にまとめられている場合は、そちらをご提供ください。

—

【選択】

Q4 現時点で、意思決定支援のあり方について、団体としての意見や提言などのとりまとめをしていますか。その時期も合わせてお答えください。

4. 行っておらずその予定もない

Q5 意思決定支援について、貴団体でこれまで取り組まれたことすべてに○をつけてください。

1. 研修会に参加・職員派遣

5. 情報や資料の収集

Q6 Q5で1～6と回答された方にうかがいます。それらの取り組みはいつごろから実施していますか。

2. 障害者基本法が改正された頃（平成23年8月頃）

Q7 Q5で7と回答された方にうかがいます。取り組みがない理由について最も近いものに○をつけてください。

—

特定非営利活動法人東大阪成年後見支援センター

Q8 意思決定支援について今後はどのような取り組みを考えられていますか。最も注力したいもの1つに○をつけてください。

—

Q9 意思決定支援に関する、今後の貴団体の姿勢に最も近いもの1つに○をつけてください。

1. 今より力を入れて取り組みたい

【貴団体およびご記入の方について】

団体名	特定非営利活動法人東大阪成年後見支援センター
-----	------------------------

アンケートは以上で終了です。ご協力、ありがとうございました。

■設問■

【自由記述】

※各項目とも概ね2000字を上限としてください。

Q1 貴団体では意思決定支援とはどのような支援だと考えますか。貴団体を主として構成する方々の障害特性等をふまえてご記入ください。

当連合会では、今の段階で公表できる意見はありません。ただし、現在、Q3に記載したような調査・研究を行っているところです。

Q2 意思決定支援が必要と思われる場面や具体的な手法、その範囲等についてお書きください。

当連合会では、今の段階で公表できる意見はありません。ただし、現在、Q3に記載したような調査・研究を行っているところです。

Q3 障害者の意思決定支援について、そのあり方や団体としての提言、課題と考える点などご自由にお書きください。すでに公表文書等にまとめられている場合は、そちらをご提供ください。

当連合会では、現在、高齢者・障害者の権利に関する委員会において、障がい者権利条約12条の要請する「支援つき意思決定」と成年後見制度との関係、具体的な意思決定支援のあり方や基準、モニタリングなどについて、外部の研究者や支援団体などとの意見交換も含めて、調査・研究を始めたところであり、一定の検討を踏まえて、当連合会としての意見を対外的に発表していくこと等を予定しています。

意思決定支援が必要とされる対象についても、従来、成年後見制度が対象としていた法律行為における意思決定に加え、医療や住まい、身分上の決定、その他の様々な生活上の判断について、どの範囲を制度上の対象とし、その場合にどのような担い手が、どのような手法で行うのが、本人の権利保障の観点から必要かつ適切か検討し、何らかの意見を取りまとめる予定である。

【選択】

Q4 現時点で、意思決定支援のあり方について、団体としての意見や提言などのとりまとめをしていますか。その時期も合わせてお答えください。

2. 作成している最中

Q5 意思決定支援について、貴団体でこれまで取り組まれたことすべてに○をつけてください。

2. 団体内の委員会等で検証・研究

3. 団体内での研修会・勉強会の開催

5. 情報や資料の収集

6. その他

Q6 Q5で1～6と回答された方にうかがいます。それらの取り組みはいつごろから実施していますか。

2. 障害者基本法が改正された頃（平成23年8月頃）

Q7 Q5で7と回答された方にうかがいます。取り組みがない理由について最も近いものに○をつけてください。

—

Q8 意思決定支援について今後はどのような取り組みを考えられていますか。最も注力したいもの1つに○をつけてください。

6. そのほか

Q9 意思決定支援に関する、今後の貴団体の姿勢に最も近いもの1つに○をつけてください。

1. 今より力を入れて取り組みたい

【貴団体およびご記入の方について】

団体名	日本弁護士連合会
-----	----------

アンケートは以上で終了です。ご協力、ありがとうございました。

■設問■

【自由記述】

※各項目とも概ね2000字を上限としてください。

Q1 貴団体では意思決定支援とはどのような支援だと考えますか。貴団体を主として構成する方々の障害特性等をふまえてご記入ください。

障害者は、差別されることなく、人格と個性を尊重され、地域生活を継続的に営むため、有する法的能力の行使にあたって必要とする支援を受ける権利がある。その支援が、障害の程度によらず、個人の自律（自立）を基礎になさるために、意思決定に対する支援が求められる。

本会は、社会福祉士を会員とする都道府県社会福祉会の連合体である。本会は、社会福祉士の倫理綱領で、意思決定支援に関連する利用者への倫理責任として、利用者の自己決定を尊重し、利用者がその権利を十分に理解し、活用していけるように援助すること、意思決定能力の不十分な利用者に対して常に最善の方法を用いて利益と権利を擁護することを定めている。さらに、実践において従うべき行動規範を次のように具体的に定めている。

5、利用者の自己決定の尊重

- ・社会福祉士は、利用者が自分の目標を定めることを支援しなければならない。
- ・社会福祉士は、利用者が選択の幅を広げるために、十分な情報を提供しなければならない。
- ・社会福祉士は、利用者の自己決定が重大な危険を伴う場合、あらかじめその行動を制限することがあることを伝え、そのような制限をした場合には、その理由を説明しなければならない。

6、利用者の意思決定能力への対応

- ・社会福祉士は、利用者の意思決定能力の状態に応じ、利用者のアドボカシーに努め、エンパワメントを支援しなければならない。
- ・社会福祉士は、自分の価値観や援助観を利用者に押しつけてはならない。
- ・社会福祉士は、常に自らの業務がパターンリズムに陥らないように、自己の点検に努めなければならない。
- ・社会福祉士は、利用者のエンパワメントに必要な社会資源を適切に活用しなければならない。

Q2 意思決定支援が必要と思われる場面や具体的な手法、その範囲等についてお書きください。

前述のように社会福祉士の立場からは、意思決定支援には、自己決定の尊重と利用者の意思決定能力への対応がある。その意味では、社会福祉士が相談援助の福祉専門職として実践する全ての場面において、意思決定支援が求められる。その具体的な視点、手法については行動規範が定められているとおりである。

ここでは、意思決定支援が特に重要になる判断能力に衰えのある障害者の権利を擁護するための成年後見業務に関連して補足的に述べる。

成年後見人等は、家庭裁判所の審判によって付与された「代理権」「同意権・取消権」を使って、本人の能力を補い、支援していくことを職務としている。一方、これらの制限は、障害者本人の権利を容易に制限したり、「他者決定」という側面を内包している。

成年後見人等は、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の基本理念と保護との調和に基づいて、金銭管理と身上監護の場面で援助を提供していくこととされているが、本

公益社団法人日本社会福祉士会

会は、身上監護に重きを置いた社会福祉士の成年後見人の支援の視点を次のように整理している（本会編「実践権利擁護と成年後見～社会福祉士のための成年後見入門～」）。

- 1、成年後見人としての基本姿勢は本人の権利擁護者であること
- 2、本人の意思と状況を本人面談により確認し、尊重すること
- 3、成年後見人としての自らの権限を確認し、自らの権利の侵害に注意すること
- 4、本人らしい生活の向上を目指すこと
- 5、成年後見人等の限界を自覚せ、ネットワークの中で活躍すること

Q3 障害者の意思決定支援について、そのあり方や団体としての提言、課題と考える点などご自由にお書きください。すでに公表文書等にまとめられている場合は、そちらをご提供ください。

本会は、全都道府県の社会福祉士のなかに「権利擁護センターぱあとなあ」を組織し、成年後見人受任者の養成と名簿登録の仕組みをつくり、成年後見人等の受任及び受任した会員に対する活動内容の確認や支援体制を構築している。2013年2月の統計によると、受任件数は全国で11000件を超え、その中にはある程度の判断能力有している補助・保佐類型の障害者（精神障害。知的障害）が、補助類型287件、保佐類型1078件含まれている。受任案件は、首長申立を行うケースが全体の約3割を占め、また、生活保護受給者や低年金者も多くいる。

2010年に、本会は「成年後見制度とその運用の改善に関する意見」（別紙参照）を提出した。この意見書の中で、後見人に付与される権限の大きさと、選挙権の剥奪や欠格事由などの問題点を指摘した。この、選挙権の回復も含む被後見人の欠格事項の見直し、また、後見人・保佐人に付される精神保健福祉法に規定される保護者の見直しなど、この間、法律改正などの改善へ向けて動いたものもある。また、意見書では、後見、保佐、補助の3類型については、「申立がなされて審判がおりの段階から類方に合致していないと思われる案件があったり、対象者の判断能力の状態に波がある場合など、類型に合致させることが困難な実態もある。後見人等支援者の側から考えても、実務上、3類型に振り分ける制度のあり方については今後さらに検討が必要と考える」と指摘している。

本会は、本人の自己決定を尊重すべく、意思決定支援の方法については十分に議論を尽くすこと、その中で障害者権利条約批准に向けて成年後見制度の類型の考え方を整理することが求められていると考えている。

現在与党内で、「成年後見制度利用促進法（案）」が検討されているが、その要綱案には、成年後見制度の理念の尊重に係る基本方針として、行為能力制限の見直しや権利制限に係る制度の見直しがあげられている。これらの基本理念を実現するためには、法律関係者のみならず福祉関係者の理解と協力が必須であると考えている。

【選択】

Q4 現時点で、意思決定支援のあり方について、団体としての意見や提言などのとりまとめをしていますか。その時期も合わせてお答えください。

3. 今後行う予定（2014年2月頃開始予定）

Q 5 意思決定支援について、貴団体でこれまで取り組まれたことすべてに○をつけてください。

2. 団体内の委員会等で検証・研究 5. 情報や資料の収集

Q 6 Q 5で1～6と回答された方にうかがいます。それらの取り組みはいつごろから実施していますか。

2. 障害者基本法が改正された頃（平成23年8月頃）

Q 7 Q 5で7と回答された方にうかがいます。取り組みがない理由について最も近いものに○をつけてください。

—

Q 8 意思決定支援について今後はどのような取り組みを考えられていますか。最も注力したいもの1つに○をつけてください。

2. 団体内の委員会等で検証・研究

Q 9 意思決定支援に関する、今後の貴団体の姿勢に最も近いもの1つに○をつけてください。

1. 今より力を入れて取り組みたい

【貴団体およびご記入の方について】

団体名	公益社団法人日本社会福祉士会
-----	----------------

アンケートは以上で終了です。ご協力、ありがとうございました。

■設問■

【自由記述】

※各項目とも概ね2000字を上限としてください。

Q 1 貴団体では意思決定支援とはどのような支援だと考えますか。貴団体を主として構成する方々の障害特性等をふまえてご記入ください。

—

Q 2 意思決定支援が必要と思われる場面や具体的な手法、その範囲等についてお書きください。

—

Q 3 障害者の意思決定支援について、そのあり方や団体としての提言、課題と考える点などご自由にお書きください。すでに公表文書等にまとめられている場合は、そちらをご提供ください。

—

【選択】

Q 4 現時点で、意思決定支援のあり方について、団体としての意見や提言などのとりまとめをしていますか。その時期も合わせてお答えください。

2. 作成している最中（平成25年12月頃完成見込）

Q 5 意思決定支援について、貴団体でこれまで取り組まれたことすべてに○をつけてください。

2. 団体内の委員会等で検証・研究 3. 団体内での研修会・勉強会の開催

Q 6 Q 5で1～6と回答された方にうかがいます。それらの取り組みはいつごろから実施していますか。

2. 障害者基本法が改正された頃（平成23年8月頃）

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

Q7 Q5で7と回答された方にうかがいます。取り組みがない理由について最も近いものに○をつけてください。

—

Q8 意思決定支援について今後はどのような取り組みを考えられていますか。最も注力したいもの1つに○をつけてください。

6. そのほか（ 後見人行動指針の策定 ）

Q9 意思決定支援に関する、今後の貴団体の姿勢に最も近いもの1つに○をつけてください。

1. 今より力を入れて取り組みたい

【貴団体およびご記入の方について】

団体名	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
-----	-------------------------

アンケートは以上で終了です。ご協力、ありがとうございました。

■設問■

【自由記述】

※各項目とも概ね2000字を上限としてください。

Q1 貴団体では意思決定支援とはどのような支援だと考えますか。貴団体を主として構成する方々の障害特性等をふまえてご記入ください。

当会は、精神障がいを持つ人の家族会の全国組織であり、このアンケートでは、精神障がい者の意思決定支援について回答する。

・精神障がい者の特性として、症状が揺れ動くこと、臨機応変に対応することが難しいこと、生活のしづらさがあること、病気と付き合いながら生活していること、などの障害特性を理解したうえで、人的な支援や情報提供が必要である。

・意思決定支援とは、精神障がい者が自らの意思に基づいて医療・保健・福祉サービスを利用することを支援することだと考える。そのために、本人の個別の生活状況やニーズにそった情報の提供、相談が必要である。

・意思決定をするための選択肢を広げる活動も、広い意味では意思決定支援だと考えられる。精神科医療・保健・福祉サービスの制度の改善、差別・偏見をなくすための活動も意思決定支援だといえる。

Q2 意思決定支援が必要と思われる場面や具体的な手法、その範囲等についてお書きください。

【社会的入院の解消】

・症状が安定して地域生活する条件が整えば退院出来ると言われている社会的入院患者の退院促進が必要である。入院生活に慣れてしまい、退院して地域で暮らしていくことを諦めていたり、退院の希望があっても自立して生活していくことへの不安があり現状のままで良いと思っている人に対して、条件が整えば退院して地域生活が出来るという情報を提供し、相談にのり、本人の意思決定を支援することが求められる。病院内の担当者と地域の関係者が連携し、住まいや日常生活の不安について相談しながら、本人の希望に沿った生活ができるよう支援が必要である。

【措置入院、医療保護入院等の非自発的入院における意思決定支援】

・入院当初から、院内の担当者と地域の関係者が本人のニーズを受け止めて、退院へ向けた体制をつくる必要がある。症状が悪化して自らの意思を上手く表現出来ない状況の時に、本人の意思を代弁する人的支援が必要である。

【精神保健福祉手帳の取得、障害年金の申請支援など福祉サービスの利用支援】

精神保健福祉手帳や障害年金のことを知らない人に情報提供し、社会資源として利用する権利があることを伝える必要がある。福祉制度を利用すると、それが自分の障害を認めることになるから利用したくない、と思いついて利用をためらう人もいる。その人の症状が、生活状況など人それぞれ異なる状況に応じて、自己決定を尊重することが重要である。精神障がい者の障害特性として、ものごとを決めるのに時間がかかる場合がある。すぐに結論を出さずに待つ姿勢も大切で

ある。

【訪問して、本人も家族も全体を支援することが必要】

通院、通所できていても家では家族が経済的、生活面を支えてやっと生活出来ていることが多い。医療機関と事業所に行くときにしか外に出ないという人もいる。ひきこもっている本人を支え、24時間無支援状態のまま家族がずっと世話をしている現状がある。

訪問して本人も家族も全体を支援する訪問支援が必要である。支援者が本人、家族の大変さを知って、家族の相談にのり一緒に問題を解決していくこと、本人も含め家族でコミュニケーションをとったり家族会議を開いて家族が自ら問題を解決していく力をつけていくことなどを支援することが大切である。

【行政の窓口での人的支援について】

精神障がい者は新しい環境に適応することが困難である。行政窓口で相談者がすぐに変わってしまったり、訪ねる度に人が代わると相談しづらい。継続して同じ人が相談にのるとか、専門職を配置するなどの配慮をすることが意思決定支援になる。

- Q3 障害者の意思決定支援について、そのあり方や団体としての提言、課題と考える点などご自由にお書きください。すでに公表文書等にまとめられている場合は、そちらをご提供ください。

【非自発的入院における本人の意思決定支援が必要】

精神保健福祉法の改正により長年家族会が要望してきた保護者制度が廃止された。これまで保護者には、本人の財産の管理や治療に協力する義務が課せられ、重い負担となっていた。同時にその法律は、精神障がい者には保護者が必要であるとした差別的な法律であった。保護者制度の廃止により、家族が精神障がい者を支える制度から、社会全体で支える制度へと転換がはかられた。しかし、医療保護入院における「保護者の同意」については「家族等の同意」の文言に変わっただけで、家族が入院に同意することによる本人との関係悪化が生じる問題が解決されないという課題が残った。今後、「家族等の同意」によらない入院の制度のあり方と本人の気持ちを代弁する代弁人を設けるなどのシステムづくりが必要である。

【相談活動は、障がい者の意思決定を支援する大事な活動である。身体障害者相談員、知的障害者相談員制度と同様の制度が精神分野にはない。精神障がい者家族会は、長年相談活動を続けており、自治体によってはその家族会の活動を認め独自の精神障がい者相談員制度を設け委託しているところも増えてきたが本来、国の制度として実施すべきである。

【専門家による訪問型の相談支援が必要】

2009年に当会が行った家族支援に関する調査を元に「24時間365日の訪問相談・医療のサービスが必要」と提言している。アンケートの中で「症状が悪化した時に必要な支援がない」「困ったときにいつでも相談でき、問題を解決してくれる場がない」など、窮状が訴えられた。訪問して本人も家族も全体を支援することが、意思決定支援の観点からも必要である。

【選択】

Q 4 現時点で、意思決定支援のあり方について、団体としての意見や提言などのとりまとめをしていますか。その時期も合わせてお答えください。

4. 行っておらずその予定もない

Q 5 意思決定支援について、貴団体でこれまで取り組まれたことすべてに○をつけてください。

7. 特にない (→Q 7にご回答ください)

Q 6 Q 5で1～6と回答された方にうかがいます。それらの取り組みはいつごろから実施していますか。

—

Q 7 Q 5で7と回答された方にうかがいます。取り組みがない理由について最も近いものに○をつけてください。

5. そのほか

(意思決定支援の幅を広げて考えると、全国の家族会で行っている面接や電話による相談活動、制度改善の要望活動も意思決定支援の面をもっているが、あえて「意思決定支援」として取り組みをしていないので、このアンケートでは「していない」を選択した)

Q 8 意思決定支援について今後はどのような取り組みを考えられていますか。最も注力したいもの1つに○をつけてください。

5. 情報や資料の収集

Q 9 意思決定支援に関する、今後の貴団体の姿勢に最も近いもの1つに○をつけてください。

3. 必要性が出てくれば取り組みたい

【貴団体およびご記入の方について】

団体名	公益社団法人全国精神保健福祉会
-----	-----------------

アンケートは以上で終了です。ご協力、ありがとうございました。

■設問■

【自由記述】

※各項目とも概ね2000字を上限としてください。

Q1 貴団体では意思決定支援とはどのような支援だと考えますか。貴団体を主として構成する方々の障害特性等をふまえてご記入ください。

意思決定支援の基本的な考え方は、「障害がどれほど重い人であっても自分の意思を持っているので、支援者の支援を得ることによって、意思を最大限に引き出し尊重する」ということだと考える。従って、知的障害者の意思決定支援は傾聴を繰り返して、本人の思いや意思を導き出し、必要な情報を提供して、思いの実現有は解決へのプロセスを本人と共有することである。知的障害のある人の場合、①言葉によって自分の意思を示すことが出来る人 ②言葉では意思を示すことが出来ないものの、写真・絵といった選択を容易にするためのツール（以下、「選択補助ツール」という。）を用いることによって、自分の意思を態度で示すことが出来る人 ③選択補助ツールを用いても、自分の意志を明確に示すことが困難な人といったように、障害の程度・態様によって意思決定と支援のあり方は百人百様ということが出来る。

このような実態と意思決定支援の基本的な考え方との整合を図るうえでの現実的な対応としては、次のようなことになるのではないかと考える。

①に該当する人の場合：支援をする人は助言等を極力控え、本人の意思決定を最大限尊重する。ただし、その決定が本人にとって、明らかに大きなダメージやデメリットを及ぼすと認められる場合はその限りではない。これについては次の②の場合も同じである。

②に該当する人の場合：支援をする人は、選択補助ツールを出来るだけ数多く用意し、それを本人に示すことによって意思決定を求める。なおその場合、意思決定が支援者による説得的なものに偏ることがないように、本人の示す態度が間違いのない意思なのかどうかについて慎重に見極める必要がある。

③に該当する人の場合：支援する人の「代行的な意思決定」によらざる得ないと考えられる。なおその場合、支援者の「恣意的決定」や「家長的決定」・「干渉的決定」に陥ることがないように、慎重の上にも慎重を心がける必要がある。

Q2 意思決定支援が必要と思われる場面や具体的な手法、その範囲等についてお書きください。

(1) 意思決定支援が必要と思われる場面と主たる支援者について、おおまかに整理すると次のようになると考えられる。

①意思決定が必要な場面：日常的場面。例示：何を着るか・何を食べるかなど日常生活に伴う意思決定。 支援をする人：支援者、家族

②意思決定が必要な場面：非日常的場面「法律行為」 例示：不動産や車などの売買・財産処分などの法律行為。 支援をする人：後見人、相続支援担当者。

③意思決定が必要な場面：非日常的場面「公民権行使」 例示：各種選挙における投票行動。 支援をする人：支援者・家族・投票所係員

※注意1「支援者」については、主として知的障害者支援施設の職員である。 注意2「後見人」については、現行の成年後見制度におけるものである。

(2) 意思決定の具体的範囲と手法について、おおまかに整理すると次のようなことが考えられる。

①意思決定が必要な場面：日常的場面 具体的範囲：日常生活に伴う意思決定の全て。 具体的手法：Ⅰ. Q1の①に該当する人については、必要に応じ最低限の助言 Ⅱ. Q1の②③に該当する人については、障害の程度に応じて次による a：選択補助ツール等を用いる b：代行的決定を行なう

②非日常的場面「法律行為」 具体的範囲：全ての法律行為 具体的手法：後見人等による代行的決定によらざる得ないと考えられる。

③非日常的場面「公民権行使」 具体的場面：全ての選挙 具体的手法：Ⅰ. Q1の①に該当する人については、選挙違反にならない範囲の助言 Ⅱ. Q1の②に該当する人については、選択補助ツール等の使用を考慮する。Ⅲ. Q1の③に該当する人については、事実上投票は困難

Q3 障害者の意思決定支援について、そのあり方や団体としての提言、課題と考える点などご自由にお書きください。すでに公表文書等にまとめられている場合は、そちらをご提供ください。

(1) 制度の基本に係る課題

言葉による意思決定が困難な人の意思決定にあたっては、選択補助ツールを用いた本人と支援者とのコミュニケーションが必要であるが、それには支援者に時間的余裕と、選択結果の失敗体験ができることが重要といえる。しかしながら、障害者支援施設の現状を見る限り、支援者は意思決定以外の支援にいわば手一杯で時間的余裕は殆どなく、また失敗経験を許容する環境も整っていないといえる。国として施設の職員配置を見直し、時間的余裕等が持てるようにしなければ「意思決定支援」は法律上規定しただけで終わってしまう懸念がある

(2) 支援する人に係る課題

①支援する人が家族である場合

「子供のことは親が一番よくわかっている」という思い込みのもとに、ややもすると本人の意思決定を尊重するのではなく、一方的な「家長的決定」や「干渉的決定」になってしまう懸念が多分にある。家族に「意思決定支援」の基本的な考え方等を理解してもらい、本来の意思決定支援ができるようにするための施策を実施する必要がある。

②支援する人が障害者支援施設の職員である場合

a 施設職員によるこれまでの意思決定支援は、障害者本人の意思よりも支援員の考え方や判断が優先する「説得的コミュニケーションによる決定支援」が多かったものと考えられる。これについては支援員の意識改革が必要であり、そのための研修等を積極的に実施する必要がある。

b 言葉による意思決定が困難な人の場合に用いる選択補助ツールについては、できるだけ選択肢が多いことが望ましいが、果たしてどこまでそれができるのかという懸念がある

③支援する人が後見人等である場合

現行の成年後見制度による後見人の場合、法律行為については後見人の判断による文字通りの代行決定になっているといえる。これについては、本来の意思決定支援のあり方からすると多々疑問がある。今後この点については成年後見制度に係る法改正を含め検討する必要があると考える。

【選択】

Q 4 現時点で、意思決定支援のあり方について、団体としての意見や提言などのとりまとめをしていますか。その時期も合わせてお答えください。

—

Q 5 意思決定支援について、貴団体でこれまで取り組まれたことすべてに○をつけてください。

—

Q 6 Q 5で1～6と回答された方にうかがいます。それらの取り組みはいつごろから実施していますか。

2. 障害者基本法が改正された頃（平成23年8月頃）

Q 7 Q 5で7と回答された方にうかがいます。取り組みがない理由について最も近いものに○をつけてください。

—

Q 8 意思決定支援について今後はどのような取り組みを考えられていますか。最も注力したいもの1つに○をつけてください。

3. 団体内での研修会・勉強会の開催

Q 9 意思決定支援に関する、今後の貴団体の姿勢に最も近いもの1つに○をつけてください。

1. 今より力を入れて取り組みたい

【貴団体およびご記入の方について】

団体名	全国知的障害者施設家族会連合会
-----	-----------------

アンケートは以上で終了です。ご協力、ありがとうございました。

■設問■

【自由記述】

※各項目とも概ね2000字を上限としてください。

Q1 貴団体では意思決定支援とはどのような支援だと考えますか。貴団体を主として構成する方々の障害特性等をふまえてご記入ください。

長い間、知的障害者等（自閉症・発達障害のある人を含む）には意思決定力がないとして親や支援者が本人のために代行決定することが当然のこととされてきました。しかし1999年に欧州評議会は「判断能力不十分な成年者の法的保護原則」として、「①まず本人が意思決定できるように支援する②それでも本人が意思決定できない場合に限り代行決定が認められる」という考え方を打ち出しました。2006年に国連が採択した障害者権利条約12条は「障害者は他の者と同様に法的権力を持つ法的能力行使への支援（意思決定支援）は国の義務である」としています。このように「自己決定」と「代行決定」の間に「支援された意思決定」という新しい考え方が生まれたのです。

知的障害者等の表現する意思が、そのままでは本人に大きな害をもたらす時もあります。そのときに親や支援者が「代行決定」するのではなく、「本人にとってより良い意思決定を、本人自身が心から納得してできるように支援すること」が大切であり、それが「意思決定支援」（意思形成支援）なのです。

意思決定支援には①支援者との安心感・共感に基づく信頼関係 ②わかりやすい情報提供 ③説得ではなく納得 ④チームでの支援などが前提となります。また、わずかにまた形を変えて表現された親の意思を支援者が感じ取り、それに応える支援（意思疎通支援）や、本人が表現した意思を実現する支援（意思実現支援）も、意思決定支援に含まれます。落ち着いた環境で、信頼できる人と一緒にあれば、意思決定の能力は高まります。意思決定支援を尽くしても意思決定できないこと、できない時にのみ本人の「最善の利益」のために支援者の「代行決定」が必要ですが、本人への制約は最小限にすべきです。

わが国では、2011年改正の障害者基本法に、障害者の権利擁護において「意思決定の支援」に配慮することが初めて明記されました。2012年に障害者虐待防止法が施行されましたが、意思決定支援の考え方こそが虐待を予防します。2013年には障害者総合支援法が施行され、「意思決定の支援」に配慮することを行政や事業者の努力義務としました。また公職選挙法が改正され、被後見人の選挙権が認められました。知的障害者等が自ら候補者を選び投票するための支援がこれから始まります。また障害者差別解消法が成立しましたが、知的障害者等への「合理的配慮」として意思決定支援を具体化することが求められます。

成年後見制度には、補助、保佐、後見という類型があります。補助類型は本人の意思に基づいて支援しますが、後見類型は契約や財産管理などほとんどの法律行為を後見人が代行するため、障害者権利条約12条に抵触します。現状では成年後見制度利用の85%が後見類型にされています。補助や保佐をもっと活用すること、家庭裁判所による後見監督を強化すること等とともに、まず意思決定支援を行い、それができないときのみに代行決定する仕組みに根本的に改革することが求められます。いよいよ今国会で障害者権利条約が批准される見込みです。意思決定支援を要する人たちの権利を確立することが国連からも求められるとともに、私達の大きな課題となります。

（注・・・日本自閉症協会「いとしご」2013年11月号掲載の柴田洋弥執筆「障害者権利条約と意思

決定支援」より転記)

Q2 意思決定支援が必要と思われる場面や具体的な手法、その範囲等についてお書きください。

■相談支援・障害福祉サービス・施設入所支援等における意思決定支援

グループホームや入所施設では、日常生活全般について、一人ひとりが自分の希望にそって生活出来るよう、様々な見直しが必要である。そのために建物や職員配置の改善も必要。

日中活動では、本人がしたいと思い、その人にあった活動内容を提供することが重要である。活動の選択、個別的活动、訪問系事業併用などの工夫を。

生活介護や就労継続支援B型での生産活動は、生きがいや社会参加・自己実現が目的である。労働契約ではないので、企業や就労継続支援A型のように事業所の「労働指揮命令権」はない。工賃を高くする工夫も必要だが、意思決定支援はもっと大切である。

サービス利用契約や個別支援計画作成の際は、絵や見学、実体験等で出来る限り本人が理解出来る様に情報提供を行なって意思決定を支援し、表現された意思を尊重して計画を見直し、本人が納得した上で可能な限り本人がサイン(丸線や棒線でも)する。家族や成年後見人の同意だけでなく、最も重要なのは本人の同意である。

個別支援計画はサービス管理責任者が、支援職員、家族や後見人、できる限り本人を交えた会議をもって作成する。独断を避けるためにグループでの討議が不可欠である。相談支援専門員によるサービス利用計画作成時も同様である(相応の単価設定が必要)

障害者への子供扱いは本人の自尊心を傷つけ、職員との信頼関係を損なう。支援現場では家族や後見人の同意を得て、職員による代行決定や、時には拘束が行なわれているが、意思決定支援を尽くすための抜本的な見直しが必要。「意思決定支援を尽くしても本人が決定できない」とは具体的にどのようなことか、共通の認識が必要である。代行決定では「本人の最善の利益」が原則である。「積極的に反対や拒否をしない」という消極的合意も検討課題。

■公職選挙行使における意思決定支援

改正公選法では、投票用紙に記入できない人に2名の投票補助者がつく。この補助者は不正防止のために投票所の事務従事者(実際は市町村職員)に限定されるが、①補助者への意思疎通研修を行なうこと②必要な人には家族や支援者が介助者として同伴すること③言えない人が指差しで候補者を特定する場合に候補者の写真等も掲載された選挙公報紙等を示して指差ししてもらうこと④確認できない場合には、白紙投票とすることなどの対策が必要である。

投票しやすい方法として記号式投票や電子投票が地方公共団体の議員・長の選挙では可能となっているが、これを推進するとともに国政選挙においても実施することが重要である。

知的・発達障害者等が自ら候補者を選択しやすいように、候補者や政党が直接アピールする機会を設ける必要がある。東京都国立市にある障害者支援施設滝乃川学園では30年以上前から、すべての公職選挙について、候補者全員に案内状を出して「選挙のお話を聞く会」を設けている。最近では千葉市や小平市で選挙期間の前に全候補者による合同演説会が知的・発達障害関係者により開催されている。しかし選挙期間内には候補者・政党以外の主催による演説会が禁じられており、法改正が必要である。また、公共放送でわかりやすい政見放送を行うこと、選挙公報紙の「わかりやすい版」を作ること等の合理的配慮が必要である。

不在者投票ができる病院や高齢者・障害者の指定施設では、施設長等が投票所責任者であり、一般的に施設職員が事務従事者であるため、投票候補者は施設職員となる可能性が高く、特定の候補者に

誘導するという不正が生じやすい。今回の公選法改正では選挙管理委員会の選定した者等の立ち合いが努力義務とされたが、投票補助者も選管職員（市町村職員）等に限定すべきである。

■知的障害者等の会議参加への意思決定支援

国の「政策委員会」や各種会議への知的・発達障害者等の参加を進めるべきである。参加時の支援者の役割は①会議前の準備への支援②会議中のわからないときの支援③会議後のまとめの支援などである。あくまでも本人の意思を尊重して支援者の価値観を押し付けないこと、本人が支援者を選べることが重要である。障害者総合支援法による障害者等の活動支援事業によって、このような支援者を養成・派遣できると良い。

また知的・発達障害者等が加わる会議においては、参加者全員がゆっくり話す、わかりやすい言葉や文章・資料を使う、本人が分かるまで待つなどの合理的配慮が必要である。また重い知的障害者等に関しては、支援する立場の職員や家族の参加も必要である。

■その他の場面における意思決定支援

上記の他①知的・発達障害者等が刑事・民事事件の被害者・加害者となった場合の意思決定支援②就労における意思決定支援③医療受診における意思決定支援④男女交際や結婚・子育てにおける意思決定支援⑤ピアサポート・本人当事者活動における意思決定支援⑥市民サポート（ボランティア）による意思決定支援⑦幼児期や学校教育における意思決定支援を考慮した養育・教育が必要である。また、成年後見制度に関する議題については後述する。

Q3 障害者の意思決定支援について、そのあり方や団体としての提言、課題と考える点などご自由にお書きください。すでに公表文書等にまとめられている場合は、そちらをご提供ください。

■「意思決定支援」という用語と考え方

わが国で「意思決定支援」の語が最初に用いられたのは2008年の国際育成会連盟総会ポジションペーパーを赤十字奉仕団が「意思決定支援システムの主要素」と訳したときであろう。

2010年9月4日に「知的発達障害者の生きやすい法制度を求める第5回東京大集会」が開催され、同日の実行委員会において提言書「知的障害者への『意思決定支援』に配慮した制度を求める」が決定された。この実行委員会は、東京都知的障害者育成会・東京都自閉協協会等の都内知的・発達障害関連6団体により構成されている。この提言書が契機となって障害者基本法・障害者総合支援法・知的障害者支援法において「意思決定の支援」が明記されるに至った（「発達障害研究」第34巻3号柴田洋弥「知的障害者等の意思決定支援について」参照）。

しかし、全日本手をつなぐ育成会や日本自閉症協会が障害当事者の主体性や自己決定を尊重し励ます支援は従来から活発であり、「意思決定支援」の考え方や実践はすでに存在していたこと、それを今回「意思決定支援」という用語で表現していることを確認しておきたい。

■概念の整理

- 「自己決定の尊重」は重要だが、知的・発達障害者等は「自己決定すること」自体に支援が必要であり、それが「意思決定支援」である。
- 「自己決定」も「意思決定」も英語ではDecision-makingであり、同じ意味である。
- 障害者等の立場では「支援された意思決定」、支援者の立場では「意思決定支援」という表現となる。

一般社団法人日本自閉症協会

- 「意思決定支援」とは、支援者が「代行決定すること」ではなく、知的障害者等が心から納得して決定するよう支援をすることである。
- 個人の意思決定の能力は、事柄により、また状況により異なる。落ち着いた環境で、信頼できる人と一緒にあれば、意思決定の能力は高まる。
- 重い障害があると言われる人にも必ず個人の意思は存在する、という前提に立っている。
- 「意思決定支援」には、本人独自の表現方法や行動障害等に表された本当の意思をくみ取り、本人に理解しやすい的確な「情報提供」を行う「意思疎通支援」や「環境調整」、表現された本人の意思を実現する「意思実現支援」等も含まれる。しかし、本人が自ら極めて不利益となるような意思表示をするときに、本人との信頼関係を基に相互的な関係を通して、本人にとってよりよい意思決定を本人自らが納得して行うように支援する「意思形成支援」が最も重要であり、「意思決定支援」の中核である。
- 「意思決定支援」に当たっては、本人が支援者に対して安心感と信頼感に基づく共感関係を持てるように、支援者が努力することが必要である。そのことによって、本人の自尊感情・自己信頼が高まり、よりよい意思決定を自ら行うようになる。
- 本人にとっては極めて不利益となるような意思決定を「本人の意思を尊重する」として放置することは適切ではない。福祉サービスにおいては、それがネグレクトに該当する。
- 平田厚氏は、「自己決定には自己責任が伴う」という論が成り立つには①公的責任に基づく社会的選択条件の整備②情報提供制度③判断能力不足への支援が必要であるとしている（「知的障害者の自己決定権」エンパワメント研究所刊）
- 本人の表現する「デマンド」に対して、真の必要を「ニード」という。その判断を福祉専門職が行うというのが「福祉的介入」の概念である。その際「専門職が代行決定する」としばしば理解されてきたが、「意思決定支援」は「本人が自ら決定する」ように支援する立場をとる。
- 人は失敗から学ぶ。失敗することを許容しつつも、本人の大きな損害を回避できるように情報提供するような支援が必要である。また重度の自閉症者のように、失敗経験を避けて成功体験を重ねる必要のある人もいることに留意すべきである。
- 本人の「最善の利益」を考慮することは、代行決定を行うときの原理として強調されるが、意思決定支援においても、支援者の考え方の基本である。
- 「意思決定支援」は、差別解消法における合理的配慮に当たる。

■成年後見制度と意思決定支援

人の意思能力は、その時・その事により異なる。しかし被後見人・被保佐人は、意思能力がある場合にも一律に権利を制限される。これは障害者権利条約第12条第2項の「障害者は他の者と同様の権利をもつ」規定に違反する。そのため、従来の成年後見制度を「意思決定支援の制度」に変えていくとする動きが国際的に高まっている。しかし日本ではそのための民法改正の道は険しい。

そこで、成年後見制度の運用問題をまず解決するために、日本成年後見学会と公明党が提唱する「成年後見利用促進法案」を次期国会において成立させようとの動きがある。この法案は、行為能力制限の見直しを掲げつつも、3年を目処に①権利制限（公務員等欠格）②身上保護範囲（医療）③本人死亡後の事務④利用促進（公費負担等）⑤市民後見人等の確保⑥実施機関団体への支援⑦地裁等体制強化⑧関係機関の連携の見直しを行うべく、内閣に成年後見制度利用促進会議を、また有識者による成年後見制度利用促進委員会を設置しようとするプログラム法である。

従来、障害者権利条約12条の解釈については「一切の代理決定を廃して意思決定支援を求めている」賭する立場があった。2013年9月の国連障害者権利条約委員会で採択された条約12条一般意見

草案は「いかなる代理決定の制度も廃止されるべきである」という立場に立ち、現在それへの意見募集が行われていると伝えられている。

当協会は、2013年11月12日に「国連障害者権利条約の批准に続いて成年後見制度の見直しを進めるように提案します」という提言書（添付）を公開したが、国連の動向によっては、成年後見制度見直しの方向性について再検討をする必要が生じるものと思われる。

【選択】

Q 4 現時点で、意思決定支援のあり方について、団体としての意見や提言などのとりまとめをしていますか。その時期も合わせてお答えください。

1. している（平成25年9月頃実施）

Q 5 意思決定支援について、貴団体でこれまで取り組まれたことすべてに○をつけてください。

3. 団体内での研修会・勉強会の開催 6. その他

Q 6 Q 5で1～6と回答された方にうかがいます。それらの取り組みはいつごろから実施していますか。

3. 障害者総合支援法が施行された頃（平成25年4月頃）

Q 7 Q 5で7と回答された方にうかがいます。取り組みがない理由について最も近いものに○をつけてください。

—

Q 8 意思決定支援について今後はどのような取り組みを考えられていますか。最も注力したいもの1つに○をつけてください。

3. 団体内での研修会・勉強会の開催

Q 9 意思決定支援に関する、今後の貴団体の姿勢に最も近いもの1つに○をつけてください。

1. 今より力を入れて取り組みたい

【貴団体およびご記入の方について】

団体名	一般社団法人日本自閉症協会
-----	---------------

アンケートは以上で終了です。ご協力、ありがとうございました。

■設問■

【自由記述】

※各項目とも概ね2000字を上限としてください。

Q1 貴団体では意思決定支援とはどのような支援だと考えますか。貴団体を主として構成する方々の障害特性等をふまえてご記入ください。

—

Q2 意思決定支援が必要と思われる場面や具体的な手法、その範囲等についてお書きください。

—

Q3 障害者の意思決定支援について、そのあり方や団体としての提言、課題と考える点などご自由にお書きください。すでに公表文書等にまとめられている場合は、そちらをご提供ください。

—

【選択】

Q4 現時点で、意思決定支援のあり方について、団体としての意見や提言などのとりまとめをしていますか。その時期も合わせてお答えください。

—

Q5 意思決定支援について、貴団体でこれまで取り組まれたことすべてに○をつけてください。

4. 外部の調査・研究事業等に参加

Q6 Q5で1～6と回答された方にうかがいます。それらの取り組みはいつごろから実施していますか。

3. 障害者総合支援法が施行された頃（平成25年4月頃）

Q7 Q5で7と回答された方にうかがいます。取り組みがない理由について最も近いものに○をつけてください。

—

公益社団法人日本発達障害連盟

Q8 意思決定支援について今後はどのような取り組みを考えられていますか。最も注力したいもの1つに○をつけてください。

4. 外部の調査・研究事業等に参加

Q9 意思決定支援に関する、今後の貴団体の姿勢に最も近いもの1つに○をつけてください。

1. 今より力を入れて取り組みたい

【貴団体およびご記入の方について】

団体名	公益社団法人日本発達障害連盟
-----	----------------

アンケートは以上で終了です。ご協力、ありがとうございました。

■設問■

【自由記述】

※各項目とも概ね2000字を上限としてください。

Q1 貴団体では意思決定支援とはどのような支援だと考えますか。貴団体を主として構成する方々の障害特性等をふまえてご記入ください。

本会は、就労移行事業所の団体です。企業での就労を望む方々にサービスを提供している事業所の団体ですので、利用開始時・サービス利用中・求人への応募・就労継続といったプロセス全体が、本人の意思決定と関わってきます。障害の社会モデルという考え方からすれば、当事者と当事者を取り巻く環境との関係こそが障害を定義するのであり、意思決定支援の根幹です。一般就労に向けた支援は、本人の就労準備性の向上だけでなく、本人の希望と企業の期待との調整が非常に重要です。サービス利用中に本人の希望が変化する場合や、事業所側のアセスメント結果と本人の希望とに齟齬がある場合、就職後に企業の期待と本人の状況に齟齬がでる場合等、多くの場面で支援・調整を行えるよう、常にモニタリングを行っていきます。

就労移行支援サービスでの意思決定支援の前提は、利用される方個人の方々の行動特性や思考方法を把握すること、就職先や業務内容の選択しを拡充すること、地域資源に関する正しい情報をしっかり把握することです。その上で、サービス利用中・就労中のご本人に情報を正確に分かりやすく伝え、ご本人の希望を理解・代弁し、企業・家族・他機関にご本人の希望を伝えつつ、意見調整をすることが就労移行支援事業所職員の責務であり、また、企業内にご本人の意思を理解・代弁できる人を増やしていくことが重要な意思決定支援だと考えています。

Q2 意思決定支援が必要と思われる場面や具体的な手法、その範囲等についてお書きください。

■サービス利用相談時

実際には本人ではなく、周囲（家族等）の希望だったということがあるため、本人の利用意思・一般就労の意思を確認する必要があります。そのため、利用相談があった際には、事業所の見学・事業所の特徴の説明だけでなく、利用中の就労支援プロセスを具体的に伝える（パンフレット等に図示する等）ようにします。また、見学や説明だけでは理解しにくいことが多いため、体験利用や暫定支給決定を利用してもらい、反省会等で振り返りをしながら、本人の利用意思を確認します。

■サービス利用中（アセスメント・準備訓練・個別支援計画・求職活動）

就労移行支援事業所は一般就労への通過地点です。そのため、サービス利用中は、実際の作業技能のアセスメントだけでなく、本人の障害特性に応じた意思表示方法（挨拶・報告・連絡・相談・他者とのコミュニケーション等）も支援していきます。

知的障害・精神障害・発達障害のある人の場合、自分の思いを上手く伝えることが出来ず、悩み事やコマ罹患を相談できないでいることが多いため、グループワークやSST、職員との面談等を通じて意思伝達の方法を支援していきます。その際、意思表示の補助となるツールを使うことも有効です。

希望職種や労働条件等について、本人の希望とアセスメント結果とが食い違うこともあります。こうした場合には、面談の機会を持ち、アセスメントの結果を丁寧に説明し、自己イメージとアセスメント評価との食い違いを理解してもらうよう支援することが大切です。実際に企業見学を行ったり、

全国就労移行支援事業所連絡協議会

企業に就労している人の話を聞く機会を作ったり、施設外支援や施設外就労を行ったりすることで、具体的な就労のイメージを作れるようにも支援します。

また、家族の希望と本人の実情とが食い違っている場合には、個別支援計画等の面談の際に家族に同席してもらい、本人の状況と就労までの課題を理解してもらいます。この際、外部の専門機関の職業評価や施設外支援での評価を示すことも有効です。

■求職活動～就職時

採用面接に向けて事前の面接練習を行い、本人に対応方法を学んでもらいます。事業所でのアセスメントや個別支援計画を踏まえて、本人が自分の強みと弱みを伝達できるように支援します。

求人に応募する際には、社風・業務内容・労働条件等が、本人の希望と特性と合っていることを本人と確認します。企業には、可能であれば、事前の実習を行ってもらい、本人・企業ともお互いの特徴を理解し合った上で雇用してもらいます。また本人が相談する窓口となる担当者を決めてもらいます。マッチングの不備によって就労後に周囲から疎外され、本人が自分の意思表示を出来なくなることもあるため、会社との調整は非常に重要な意思決定支援です。

■職場適応期～職場定着期

就職決定後も支援は継続します。特に企業の体制があまり整っていない場合、本人は誰に相談して良いか分からず、担当者もどのように対応すればよいか分からず、お互いにストレスを抱えてしまうこととなります。本人に対しては、支援者による企業巡回の頻度を多くしたり、相談の時間を増やすことで不安を解消していきます。企業に対しては、本人の直接指導者や担当者と障害特性や対応方法について調整します。また職場適応援助者を導入することで、配属現場での直接支援が可能になります。

仕事に慣れてくると基本的には企業が本人の意思を聞き取りますが、特に職場内の人事異動の際には支援が必要となります。企業巡回を行い、新しい担当者に本人の状況を説明したり、本人から職場の変化について聞き取ったりします。OB 会や同窓会などを主催している事業所もあります。本人にとって、信頼して相談できる場所があることが大切です。

■職場定着期～離職

職場定着期には、本人の生活面は乱れ、仕事に対するモチベーションの低下等といった企業だけでは対応できない部分の支援を行います。この支援には、本人の意思に応じて相談支援事業所やグループホーム、障害者就業・生活支援センター等の様々な機関が関わります。

職場定着期で本人の意思決定支援が最も重要になってくるのは、離職の際です。ステップアップや転職の希望、体力やモチベーションの低下等理由は様々あります。会社から雇用継続が難しくなってきたと言われる場合もあれば、本人が離職を申し出てくる場合もあります。いずれの場合も会社と本人双方から聞き取りを行い、調整をします。本人の意思が一時的な場合も多く、会社と調整しながら本人の意思確認を繰り返していくうちに就労継続の意思に変わる場合もあります。最も困難な場合が、本人と会社は離職に合意していても家族が反対する場合です。本人が家族の意思に押し切られてしまうことが多いため、支援者はあくまでも本人の側に立ち、家族に対して時間をかけて現状を理解してもらいます。離職後の進路についても、本人の意思を確認しながら、他機関との調整を図ります。

Q3 障害者の意思決定支援について、そのあり方や団体としての提言、課題と考える点などご自由にお書きください。すでに公表文書等にまとめられている場合は、そちらをご提供ください。

2013年6月5日に開催された全国知的障害者関係施設長等会議で、全日本手をつなぐ育成会の又村あおい氏は、意思決定支援は連続しながらもフェーズが異なる2つのステージという捉え方ができるとし①本人が意思を決めることそのものを支援するステージ（本人意思決定のステージ）と②本人の意思をできるだけずれのないように（しかし、関わる人との関係性には影響されながら）類推して共同で意思を決めていくステージ（共同意思決定ステージ）に分類しています。

又村氏が指摘しているように、意思決定の前提には決定を下支えする経験が必要です。本人意思決定のステージが強調され、本人へ十分な情報提供がないまま、決定を求められる状況を目にしますが、これでは共同意思決定のステージへと繋がっていきません。社会モデルを前提にすれば、本人だけでなく、社会資源が一般就労も含めた多くの経験量・情報量を持つ必要があります。

就労移行事業所は、就労・雇用分野での本人の意思決定を支援し、企業や家族の希望や様々な地域資源と共同して意思決定をしていくことに特化した事業です。個々人の経験に応じて一般就労へのイメージを作っていくことが就労準備訓練・アセスメントの目的となります。しかし、一般就労に向けた意思決定支援は就労移行支援事業所だけでできるわけではありません。現状で、福祉の関係機関の多くは企業での就労に関わる経験がなく、一般就労がどのようなものか理解されていません。こうした場合には、計画相談・就労後の支援機関連携・離職後の他機関移行等の共同意思決定ステージにおいて、ずれが大きくなりがちです。より多くの福祉関係者に、企業での就労の現実、そこで活躍する障害者を理解してもらうことが、意思決定支援の第一歩だと考えています。

また、企業内における意思決定支援として、現在は、紛争解決の仕組みが制度化されておらず、企業就労を支援している支援者が本人と企業との調整役を果たしています。コミュニケーションに障害がある方の場合は特にそうですが、本人からの相談を社内で聞き取り、解決する体制が重要です。そのためには男女雇用機会均等法に定められているような紛争調停委員会の設置を合理的配慮として義務づけるとともに、支援者による代理申立ができる仕組みを作る必要があると考えています。

【選択】

Q 4 現時点で、意思決定支援のあり方について、団体としての意見や提言などのとりまとめをしていますか。その時期も合わせてお答えください。

4. 行っておらずその予定もない

Q 5 意思決定支援について、貴団体でこれまで取り組まれたことすべてに○をつけてください。

7. 特にない（→Q 7にご回答ください）

Q 6 Q 5で1～6と回答された方にうかがいます。それらの取り組みはいつごろから実施していますか。

—

Q 7 Q 5で7と回答された方にうかがいます。取り組みがない理由について最も近いものに○をつけてください。

全国就労移行支援事業所連絡協議会

4. 団体内に取り組みを行う機会や部署がない

Q8 意思決定支援について今後はどのような取り組みを考えられていますか。最も注力したいもの1つに○をつけてください。

7. 特にない

Q9 意思決定支援に関する、今後の貴団体の姿勢に最も近いもの1つに○をつけてください。

3. 必要性が出てくれば取り組みたい

【貴団体およびご記入の方について】

団体名	全国就労移行支援事業所連絡協議会
-----	------------------

アンケートは以上で終了です。ご協力、ありがとうございました。

■設問■

【自由記述】

※各項目とも概ね2000字を上限としてください。

Q 1 貴団体では意思決定支援とはどのような支援だと考えますか。貴団体を主として構成する方々の障害特性等をふまえてご記入ください。

私どもの団体は身体障害（視覚、聴覚障害を含む）、知的障害、精神障害等の障害種別を越えて構成されている団体ですので、様々な意思決定のための支援が考えられます。

まず、今ある情報についてきちんと伝わるように情報保障をすることが意思決定支援の基礎になります。視覚障害者には点字や拡大文字、テキストデータ提供、聴覚障害者には筆記などによるもの、知的障害者にはやさしい文章に直すことなどで、健常者、健聴者、晴眼者に伝わってくる情報を保障すること、などです。こうした情報保障を基本に、「できる」ことを前提にして、障害特性に応じて、権利擁護の視点や障害者のエンパワメント、自己肯定感や自信回復を手助けすることで、「自分で決めること」への支援をすることです。

Q 2 意思決定支援が必要と思われる場面や具体的な手法、その範囲等についてお書きください。

意思決定支援は同世代の障害のない人がどのような生活をしているか、をベースに、日常生活の様々な決め事について権利擁護の視点からアドバイスなどを行う事、施設や病院に社会的入所や社会的入院をされている障害者や自宅が地域生活を行うためのエンパワメントのための支援があると考えます。以下は私たちの行っている活動の例も含みます。

○施設に入所している障害当事者に対して、障害者は障害のない人と平等にどこで誰と住むか決めることができることをきちんと伝え、自立生活やグループホームでの生活など地域で生活できる具体的な情報を伝え、当事者の選択肢を増やし、地域生活への意思をくみ取り、支援すること。家族同居している障害当事者にも同じような情報提供をし、意思をくみ取り、それを支援することも含まれる。

○長期の社会的入院を余儀なくされている方の退院のために、地域生活ができる具体的な情報を提供し、当事者の退院への意思を固めることを支援する。

○介助者や支援者の支援の仕方を工夫すること。少数の介助者が長時間・長期間にわたり介助をすることで、言語によって意思表示が困難な重度心身障害と呼ばれる方が視線や顔の表情などで一定の意思疎通ができるようになる。

Q 3 障害者の意思決定支援について、そのあり方や団体としての提言、課題と考える点などご自由にお書きください。すでに公表文書等にまとめられている場合は、そちらをご提供ください。

■あり方

1. 意思決定支援はあくまでも障害者と障害のない人が平等であるという前提から、どのような障害を持つ人も「できる」ことを前提に、日常生活や社会生活を支えるためのもの

2. 意思決定支援には、障害当事者のエンパワメント、自信回復、自己肯定感を高めることが含

まれる。

■課題

1. 現行の成年後見人制度は「できないこと」を前提にしており、特に後見類型は全ての法律行為が取り消しや代理決定の対象になる。保護類型も基本的に同様である。これは、障害者権利条約第12条の「法の下での平等」に明らかに抵触している。新たな意思決定支援のための制度を検討すべきである。

2. 知的障害や行動障害を持つ方への意思決定支援の一つの方策として、当該の障害当事者が信頼できる介助者・支援者を長時間使えるようにするパーソナルアシスタンス制度の導入が必要と考える。その際、家族や支援者の間に「支援付き自己決定」についての理解の不足（例えば、長時間介護は人権侵害リスクをもたらすといった誤解）が、パーソナルアシスタンス制度実現の大きな社会的障壁となりかねないので、早急に払拭される必要がある。

→パーソナルアシスタンスと意思決定支援（自律支援）に関連して、当団体も事務局を務めている「障害者の地域生活確立の実現を求める全国大行動実行委員会」の中にプロジェクトチームを編成して、長時間介助を利用して地域生活をしている知的障害者へのアンケート調査を行った。その結果を、資料として添付する。

【選択】

Q4 現時点で、意思決定支援のあり方について、団体としての意見や提言などのとりまとめをしていますか。その時期も合わせてお答えください。

3. 今後行う予定（ 2013年6月頃開始予定 ）

Q5 意思決定支援について、貴団体でこれまで取り組まれたことすべてに○をつけてください。

2. 団体内の委員会等で検証・研究 5. 情報や資料の収集

Q6 Q5で1～6と回答された方にうかがいます。それらの取り組みはいつごろから実施していますか。

4. もっと以前から取り組んでいた

Q7 Q5で7と回答された方にうかがいます。取り組みがない理由について最も近いものに○をつけてください。

—

Q8 意思決定支援について今後はどのような取り組みを考えられていますか。最も注力したいもの1つに○をつけてください。

2. 団体内の委員会等で検証・研究

Q9 意思決定支援に関する、今後の貴団体の姿勢に最も近いもの1つに○をつけてください。

特定非営利活動法人 DPI（障害者インターナショナル）日本会議

1. 今より力を入れて取り組みたい

【貴団体およびご記入の方について】

団体名	特定非営利活動法人 DPI（障害者インターナショナル）日本会議
-----	---------------------------------

アンケートは以上で終了です。ご協力、ありがとうございました。

■設問■

【自由記述】

※各項目とも概ね2000字を上限としてください。

Q1 貴団体では意思決定支援とはどのような支援だと考えますか。貴団体を主として構成する方々の障害特性等をふまえてご記入ください。

本協会は精神障害者の社会的復権と福祉のための専門的・社会的活動を進めるためのソーシャルワーカーの職能団体であるところから、ソーシャルワークの基本原則である自己決定の尊重を倫理綱領にも掲げているところである。「自己決定の尊重」には、一時的に自己決定（意思決定）が難しい状況にあるクライアントに対して、「相談」という関わりを通して、自己決定できるように支援していくことが含まれている。また、仮に意思決定能力が失われている状況にある場合でも、その人の生活史や慣れ親しんできた環境等を理解することにより、その人固有の意思を推定することは可能であり、クライアントの利益を守るための最大限の努力をしなければならない。

Q2 意思決定支援が必要と思われる場面や具体的な手法、その範囲等についてお書きください。

■社会的入院に対する意思決定支援

精神障害者の中には、長期にわたりいわゆる社会的入院を余儀なくされている人が多く存在している。これらの人々の中には、退院の希望を尋ねると「このままがいい。この病院にずっといたい」という意思を表出する場合がある。しかし、その意思は、極めて限られた情報のもとで、あきらめや新しい生活への強い不安が混在する中から表出されたものであることを理解する必要がある。このため、精神保健福祉士は退院そのものに焦点を当てるのではなく、その人がかつて抱いていた生活に対する希望や現在抱いている不安を聞き取るとともに、具体的な退院後の生活のイメージができるような情報と実際の体験の場（日中の活動の場、居住）の提供を積み重ねていく。そのプロセスにおいて、「本当は退院して、このような暮らしをしてみたい」という潜在していた意思（希望）を確認することが可能になる。このような関わりプロセス全体を意思決定支援と言い換えることができると考える。

■被後見人等に対する意思決定支援

現在の成年後見制度は、自己決定の尊重等の理念と保護の理念の調和を図るものとして誕生したが、実際には後見人等に大きな権限が付与されることで、何かを決定する場面において、保護という名目のもとに、本人の意思は最終的には尊重されなくてもよい仕組みになっている。つまり、強い権限を持つ者によって、必要以上にその人の権利が奪われてしまう危険性がある。

自己決定の尊重を基本とした成年後見活動を行うためには、精神保健福祉士等の専門職後見人等は様々な契約行為にあたって、被後見人等に丁寧な説明をして本人の意思確認を行う必要があるし、愚行権も尊重して本人の選好を可能な限り優先すること（先回りして保護しすぎないこと）等を通して、本人に取っての最善の利益を追求する姿勢が求められることとなる。

Q3 障害者の意思決定支援について、そのあり方や団体としての提言、課題と考える点などご自由にお書きください。すでに公表文書等にまとめられている場合は、そちらをご提供ください。

2013年6月に公布された改正精神保健福祉法の附則第8条では「政府は、施行後3年を目途として施行の状況並びに精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化を勘案し、医療保護入院の

公益社団法人日本精神保健福祉士協会

手続きの在り方、医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置の在り方並びに入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明についての支援の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」とこととされた。

特に、「入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明についての支援の在り方」については、本協会として障害者権利条約に照らした現行制度の課題等を整理し、積極的に提言を行っていく予定としている。

【選択】

Q4 現時点で、意思決定支援のあり方について、団体としての意見や提言などのとりまとめをしていますか。その時期も合わせてお答えください。

3. 今後行う予定

Q5 意思決定支援について、貴団体でこれまで取り組まれたことすべてに○をつけてください。

- 1. 研修会に参加・職員派遣
- 2. 団体内の委員会等で検証・研究
- 3. 団体内での研修会・勉強会の開催
- 5. 情報や資料の収集

Q6 Q5で1～6と回答された方にうかがいます。それらの取り組みはいつごろから実施していますか。

4. もっと以前から取り組んでいた

Q7 Q5で7と回答された方にうかがいます。取り組みがない理由について最も近いものに○をつけてください。

—

Q8 意思決定支援について今後はどのような取り組みを考えられていますか。最も注力したいもの1つに○をつけてください。

2. 団体内の委員会等で検証・研究

Q9 意思決定支援に関する、今後の貴団体の姿勢に最も近いもの1つに○をつけてください。

1. 今より力を入れて取り組みたい

【貴団体およびご記入の方について】

団体名	公益社団法人日本精神保健福祉士協会
-----	-------------------

アンケートは以上で終了です。ご協力、ありがとうございました。

■設問■

【自由記述】

※各項目とも概ね2000字を上限としてください。

Q1 貴団体では意思決定支援とはどのような支援だと考えますか。貴団体を主として構成する方々の障害特性等をふまえてご記入ください。

ダウン症のある人は支援が適切であれば、もっともっと社会に参加し、貢献することができます。「適切な医療や教育を受けられること」「仕事をしてそれに見合った賃金をもらうこと」「自分が住みたい場所で一緒に暮らしたい人と暮らすこと」、これらは改正された障害者基本法で権利として認められています。

ダウン症のある人が仕事やボランティア、余暇活動など、やりたいことにチャレンジでき、意思を尊重されて行動できるよう、周囲の配慮が必要です。学校や職場、作業所、施設、地域などで、ダウン症のある人をより理解し、その人の気持ちに添った働きかけがなされるよう望みます。

ダウン症のある人は支援が適切であれば、もっともっと社会に参加し、貢献することができます。「適切な医療や教育を受けられること」「仕事をしてそれに見合った賃金をもらうこと」「自分が住みたい場所で一緒に暮らしたい人と暮らすこと」、これらは改正された障害者基本法で権利として認められています。

ダウン症のある人が仕事やボランティア、余暇活動など、やりたいことにチャレンジでき、意思を尊重されて行動できるよう、周囲の配慮が必要です。学校や職場、作業所、施設、地域などで、ダウン症のある人をより理解し、その人の気持ちに添った働きかけがなされるよう望みます。

Q2 意思決定支援が必要と思われる場面や具体的な手法、その範囲等についてお書きください。

日常の中でのあらゆる場面で何（×誰）かしらの支援が必要と考えます。

・多くの本人は自由に一人で出かけて、いろいろな場面に出会うと思われれます。その時にもさまざまな支援が必要となります。

・お金の使い方については（個人差が大きい）適切な支援が不可欠です。

・仕事の選択をするときにも本人の特性を伝え職場との連携を推進する役割が必要です。

・医者に行き症状を伝える時、また治療の説明を受ける時治療の選択

・できないことをできないと言っても良いんだという環境、本人が嫌だと言う事が出来る支援は必要です。

・親が導くことが必要ではあるが、本人の本当の気持ちを聞き支援することが大切、決して親の思いで決めないことが求められます。

Q3 障害者の意思決定支援について、そのあり方や団体としての提言、課題と考える点などご自由にお書きください。すでに公表文書等にまとめられている場合は、そちらをご提供ください。

本人のニーズ、親のニーズとは違っている。

・ダウン症の方が自分の意見を言う事がとても大変な事に思えます。

・おしゃべりはしますが、自分の本当の意思を伝えることが苦手な方が多いです。

公益財団法人日本ダウン症協会

- ・周りの事をとても気かけます。そして相手の喜んでくれる答えを返してくれたりもします。
- ・成人期に起こる精神的な落ち込みは気遣いの行き過ぎが関係あるかもしれません。

協会で行っている事は、

- ・青年期をむかえたダウン症のある人の親御さんにむけて、改めてダウン症の特性をお伝えする事
- ・支援者向けに成人期対応セミナーの開催

ダウン症の支援に必要なダウン症を理解して支援をしてほしいという思いから始めました。

日本ダウン症協会（JDS）からのアピールから

「だれもがその人らしく、安心して暮らしていける社会に。」（2012年3月20日）

1. 意思決定支援の重要性について

（1）個人の尊重

“その人らしく”暮らしていくということは、障がいの有無にかかわらず、その人個人が尊重されるということです。個人が尊重されるためには、その人の意思が尊重されることが不可欠です。しかし、現状は、残念ながら、彼ら・彼女らの意思が十分に尊重されているとは言えません。

（2）意思決定支援の重要性

ダウン症のある人の中には、意思決定の前提となる情報や知識を十分に得ることが難しい人がいます。また、決定した意思を伝えることが得意ではない人も多くいます。

ダウン症のある人が個人として尊重され、“その人らしく”暮らしていくためには、教育、就労、生活といった各場面での具体的な支援が必要です。しかし、それだけではなく、具体的な支援を受ける前提として、どこで、だれと、どのような暮らしをしたいのかといった、その人本人の意思の決定に支援が必要です。本人の意思決定の前提となる情報や知識を補い、本人の意思を汲み取る支援です。意思決定に支援が必要なことが理解され、十分な支援がなされる体制が構築されるよう求めます。

2. 具体的支援についての要望

教育、就労、生活の各場面での具体的な支援については、様々な要望がありますが、ここではそれぞれについて、主なものを挙げたいと思います。

（1）教育について：インクルーシブ教育の実現と通常学級への支援
ダウン症のある人が“その人らしく”“普通の暮らし”をしていくために、教育の果たす役割は重要です。

障害者権利条約第24条は、締約国は、「障害者が、他の者と平等に、自己の生活する地域社会において、包容され、質が高く、かつ、無償の初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること」を確保しなければならないと定めています。しかしながら、障害者基本法では、「可能な限り」障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮する」と定められており、日本では障害者権利条約が求めているインクルーシブな教育が保障されているとは言い難い状況です。

就学先の決定は、本人・保護者の意思に反しないことを原則とし、通常学級に進学した場合でも、合理的配慮や必要な支援がなされることを求めます。

（2）就労について：職場での配慮とジョブコーチの充実

ダウン症のある人の多くは、働きたいと思っています。ところが、意思の疎通がうまく図れず人間関係でつまづく場合もあります。職場における環境への配慮と、ジョブコーチの充実に望みます。

（3）生活について：生活の場と支援のネットワークの充実

ダウン症のある人が、どこで、だれと生活するかということは、大変重要な問題です。

ダウン症のある人が“その人らしく”“安心して”“普通の暮らし”をしていけるような生活の場と、それを本人が選択できるように意思決定を支援してくれる専門家、そして毎日の生活の中で共に考え受け止めてくれる友人のような身近な支援者が必要です。本人と家族の希望や状況に応じて選択できる生活の場と支援のネットワークの充実を求めます。

【選択】

Q 4 現時点で、意思決定支援のあり方について、団体としての意見や提言などのとりまとめをしていますか。その時期も合わせてお答えください。

1. している（平成24年3月頃実施）

Q 5 意思決定支援について、貴団体でこれまで取り組まれたことすべてに○をつけてください。

1. 研修会に参加・職員派遣
2. 団体内の委員会等で検証・研究
3. 団体内での研修会・勉強会の開催
5. 情報や資料の収集

Q 6 Q 5 で 1～6 と回答された方にうかがいます。それらの取り組みはいつごろから実施していますか。

2. 障害者基本法が改正された頃（平成23年8月頃）

Q 7 Q 5 で 7 と回答された方にうかがいます。取り組みがない理由について最も近いものに○をつけてください。

—

Q 8 意思決定支援について今後はどのような取り組みを考えられていますか。最も注力したいもの1つに○をつけてください。

2. 団体内の委員会等で検証・研究

Q 9 意思決定支援に関する、今後の貴団体の姿勢に最も近いもの1つに○をつけてください。

1. 今より力を入れて取り組みたい

【貴団体およびご記入の方について】

団体名	公益財団法人日本ダウン症協会
-----	----------------

アンケートは以上で終了です。ご協力、ありがとうございました。

■設問■

【自由記述】

※各項目とも概ね2000字を上限としてください。

Q1 貴団体では意思決定支援とはどのような支援だと考えますか。貴団体を主として構成する方々の障害特性等をふまえてご記入ください。

—

Q2 意思決定支援が必要と思われる場面や具体的な手法、その範囲等についてお書きください。

—

Q3 障害者の意思決定支援について、そのあり方や団体としての提言、課題と考える点などご自由にお書きください。すでに公表文書等にまとめられている場合は、そちらをご提供ください。

—

【選択】

Q4 現時点で、意思決定支援のあり方について、団体としての意見や提言などのとりまとめをしていますか。その時期も合わせてお答えください。

3. 今後行う予定（平成26年4月頃開始予定）

Q5 意思決定支援について、貴団体でこれまで取り組まれたことすべてに○をつけてください。

3. 団体内での研修会・勉強会の開催 5. 情報や資料の収集

Q6 Q5で1～6と回答された方にうかがいます。それらの取り組みはいつごろから実施していますか。

3. 障害者総合支援法が施行された頃（平成25年4月頃）

Q7 Q5で7と回答された方にうかがいます。取り組みがない理由について最も近いものに○をつけてください。

—

公益財団法人日本知的障害者福祉協会

Q8 意思決定支援について今後はどのような取り組みを考えられていますか。最も注力したいもの1つに○をつけてください。

2. 団体内の委員会等で検証・研究

Q9 意思決定支援に関する、今後の貴団体の姿勢に最も近いもの1つに○をつけてください。

3. 必要性が出てくれば取り組みたい

【貴団体およびご記入の方について】

団体名	公益財団法人日本知的障害者福祉協会
-----	-------------------

アンケートは以上で終了です。ご協力、ありがとうございました。

■設問■

【自由記述】

※各項目とも概ね2000字を上限としてください。

- Q1 貴団体では意思決定支援とはどのような支援だと考えますか。貴団体を主として構成する方々の障害特性等をふまえてご記入ください。

意思決定の支援が必要な方々に対して、その意思を確認しながら、それぞれの意思決定のニーズや内容に応じて、さまざまな手法を活用して自分自身で意思決定ができよう支援していくことと理解している

- Q2 意思決定支援が必要と思われる場面や具体的な手法、その範囲等についてお書きください。

意思決定支援が必要と思われる場面は、大きく分けて3つ位の領域があると考えている。①日常生活における決定の場面、②高価な物品を購入する、部屋を借りるなどの契約を行う、地域生活等への移行など人生における大きな決定の場面、③手術などの医療的決定などの場面などがあり、それぞれの領域は互いに関連付けられながら全体を構成していると考えられる。

意思決定や具体的な手法とは、①事例を用いながら具体的に分かりやすく説明する（構造化など分かりやすい説明の手段を含む）、②決定の結果について説明する（結果に関連した選択肢の提示を含む）、③説明の理解についての確認を行う（説明のプロセス全体の確認を含む）などである。その基本的な手法はエンパワメントによる関わりとなろう。

意思決定に関して、あらゆる手段を尽くしても困難である場合については代理による決定となろうが、第三者などの関与による共同決定の仕組みが必要である。

- Q3 障害者の意思決定支援について、そのあり方や団体としての提言、課題と考える点などご自由にお書きください。すでに公表文書等にまとめられている場合は、そちらをご提供ください。

障害者の意思決定支援については、意思決定の尊重がなされてこなかった状況を考えれば、障害者支援における一つの進歩と考えられる。しかし、意思決定の内容や方法については今後の課題ということであろうが、そのあり方が不明瞭な現状においてはどのようにも利用される恐れがあり不安である。

意思決定が、日常の生活における事柄から、生命にかかわるものまで広範囲に及ぶものであり、法律が規定する意思決定の範囲がどこまで及ぶかを含めて、検討・議論する必要がある。

また、意思決定の支援については、支援者の関与の仕方によってどのようなものともなることから、誰とどこで生活するかのような課題については、支援者との利益が相反することもあり、第三者の関与による本人の最善の利益の観点から共同決定できるような仕組みや制度を構築することが必要になると考える。

【選択】

- Q4 現時点で、意思決定支援のあり方について、団体としての意見や提言などのとりまとめをしていますか。その時期も合わせてお答えください。

4. 行っておらずその予定もない

Q5 意思決定支援について、貴団体でこれまで取り組まれたことすべてに○をつけてください。

7. 特にない（→Q7にご回答ください）

Q6 Q5で1～6と回答された方にうかがいます。それらの取り組みはいつごろから実施していますか。

—

Q7 Q5で7と回答された方にうかがいます。取り組みがない理由について最も近いものに○をつけてください。

1. 内容がよくわからないから

Q8 意思決定支援について今後はどのような取り組みを考えられていますか。最も注力したいもの1つに○をつけてください。

3. 団体内での研修会・勉強会の開催

5. 情報や資料の収集

Q9 意思決定支援に関する、今後の貴団体の姿勢に最も近いもの1つに○をつけてください。

3. 必要性が出てくれば取り組みたい

【貴団体およびご記入の方について】

団体名	一般社団法人日本発達障害ネットワーク
-----	--------------------

アンケートは以上で終了です。ご協力、ありがとうございました。

海外における「意思決定支援」および「知的・精神障害者」を含む法律について

1. 方法

インターネットを通して「意思決定支援」および「知的および精神障害者」を含む法律を調査した。また、関係する障害国際団体会員国に対して「意思決定支援」を目的とする法律について照会した。

2. 結果

(1) 以下4か国7法を得た。

ア. 英国	Mental Capacity Act (以下 MCA)
イ. カナダ (ブリテイッシュ・コロンビア州)	Representation Agreement Act (以下 RAA) ※1
ウ. カナダ (アルベルタ州)	Adult Guardianship and Trusteeship Act (以下 AGTA)
エ. カナダ (マニトバ州)	Vulnerable Persons Living with Mental Disability (以下 VPLMD)
オ. カナダ (ユコンテリトリー州)	Adult Decision making and Protection Act (以下 ADPA)
カ. チェコ共和国	Czech Civil Code, Supportive measure for Decreased Legal Capacity, Advanced Directive (以下 CCC) ※2
キ. シンガポール	Mental Capacity Act (以下 MCA,S)

※1. 2011年に世界未来協議会 (World Future Council) が最良の施策に選んだ法律であり、世界育成会連盟等知的障害国際団体にも大きな影響を与えている。

※2. 知的障害者/精神障害者人権擁護センター (Mental Disability Advocacy Center) が2013年に発行した「ヨーロッパにおける知的障害者の法的行為制限レポート」で高評価を与えた唯一の法律である。

なお、本稿では、7法中評価の高く、また、詳細情報の取得が可能であった4法 (MCA、RAA、AGTA、CCC) を取り上げ、資料「意思決定支援」の記述がある海外の法律 (概要) のとおり報告する。

(2) MCA (英国)、RAA (カナダ)、AGTA(カナダ)、CCC (チェコ) より抜粋

ア. 法律制定の背景および既存法との関係

法律制定の背景には、既存法 (成年後見法、精神保健法等) が時代の要請にあわなくなった、国連障害者の権利条約への対応、高齢化によるアルツハイマー患者の増加等の事情がある。なお、4法全てが、障害者を含む国民全体を視野にいれている。

[各法より]

- ・ 本人の法的権限を剥奪し、また、全面的に保護下において本人の意志決定を認めない既存法を改定する必要があった (CCC)。

- ・ 高齢化により意思決定能力を欠いた時のことを考えて事前に代理人を決めておく「自己管理法」は現在も有効である。本法は、同法により事前指針を決めておかなかった人（またはできなかった人）にも有効である（AGTA）。

イ. 法律の対象者

先天的あるいは後天的理由により意思決定支援が必要な人(知的障害者、精神障害者を含む)。

ウ. 意思決定能力の定義

以下の能力があることで意思決定能力があると判断される。

[各法より] あることに対して

- ・ 関連情報を理解できること。
- ・ 情報を比較検討して意思決定に活用できること
- ・ 決定の結果おこることを予測できること。(例) 本人が愚かな決定をした場合でも、その結果を予測できる場合は、意思決定能力があると判断される。
- ・ 決定した内容を他人に伝達できること。

エ. 支援者の種類

意思決定支援者、共同意思決定者、代理人、後見人等がある。

[各法より]

- ・ 支援者、代理人、後見人は本人と利害の対立のない者でなければならない。(4法)
- ・ 支援者および代理人は、信頼関係のある近親者でなければならない(CCC、AGTA)
- ・ 介護事業者(MCA)、本人が支援を受けている施設職員(RAA)は支援者および代理人には不適格である。

オ. 意思決定支援および代理行為の基本的考え方

表現は異なるが、基本的考え方は4法共通している。

[各法より]

- ・ 意思決定能力を喪失しているという確固な証拠がない限り、能力があると確定されなければならない。
- ・ 自ら意思決定を行うために可能な限りの支援をうけ、それが功を奏しなかった場合にのみ意思決定できないと評価される。
- ・ 客観的に不合理な選択を本人がした場合も、意思決定能力がないとは判断されない。
- ・ 意思決定支援では、本人の自主性を重んじ、指示せず、制限の少ない方を選ぶ。
- ・ 個人的事柄の意思決定支援では、「ゼロか全て」の選択は避ける。
- ・ 本人の利益を優先する。
- ・ 本人の意志に沿った支援をし、不適切に影響を与えてはいけない。
- ・ 本人にとり感傷的価値がある物(人)を遠ざけなければならないのは、その物(人)により本人に危害が及ぶことが想定されるとき、および、深刻な理由がある時のみである。
- ・ 代理人が意思決定できるのは、本人の意志決定能力に問題がある事柄に限られる。
- ・ 代理人は自分で意思決定したり、本人の意志を変えたりしてはいけない。
- ・ 代理決定にあたっては、本人に意思決定能力があった場合の本人の選択を想定する。

- ・ 本人の信念、宗教に基づき、本人の望みに沿う決定をする。

カ. 支援形態、支援項目

支援方法には意思決定支援、代理行為、後見行為等がある。なお、このうち、意思決定支援が採用されるのは本人に一定の意思決定能力があると判断される場合である。また、代理行為に関しては、本人に能力があるときに内容を事前に決めておく場合と、それ以外があり、前者は幅広い事柄に対応可能であるのに対して、後者は日常的事柄や個人的事柄等に限定される傾向がある。

[各法より]

- ・ 意思決定支援（AGTA）

本人が意思決定支援の意味と効果を理解する能力がある場合に採用される。支援者は本人が指名する。支援内容は個人的事柄である。本人の意志決定能力が低下した場合は終了する。
- ・ 意思決定支援（CCC）

本人に一定の意思決定能力がある場合に採用される。本人に法的行為能力がある事柄に関しては、本人自ら法的行為を成すことができる。
- ・ 共同意思決定支援（AGTA）

本人の意志決定能力は極めて低いが支援があれば意思決定出来る時、また、対象が個人的事柄である場合に採用される。支援者は信頼関係のある家族でなければならない。
- ・ 標準的代理契約（RAA）

本人の意志決定能力は不十分であるが、契約締結の意志を表明する能力はある場合に締結する。支援内容は個人的事柄、日常的金銭管理、一般的医療に関する事、および、制限の少ない施設でのケア等に限定される。
- ・ 強化された代理契約（RAA）

本人の意志決定能力が十分な時に能力が欠ける状態になった時を想定して事前に締結する契約。支援内容に制限はなく、法律に違反しない全ての事柄を網羅できる。
- ・ 永続的身上福祉代理権および永続的財産管理代理権（MCA）

本人に能力があるときに能力がなくなった時を想定して代理人を決めておく。身上福祉代理人と財産管理代理人があり、前者は居住場所、医療、生活介助等に、後者は不動産売買、投資、遺産の受領等に対応する（MCA）。
- ・ 代理行為（CCC）

精神障害により法的行為能力を欠く場合、そして、本人が望む場合に設定できる。代理行為は日常的活動について行われる。但し、本人の精神・肉体に永久に影響を及ぼす事柄の代理決定、および、他方で規定する「人が一か月に要する最低額」を超える額の金銭管理はできない。

キ. 支援者の報酬

基本的には無報酬である。但し、財産管理に関しては既定の報酬がある場合が多い。また、法律によっては、事前の代理契約に明記された場合や裁判所が認めた場合は報

酬が発生することがある。

ク. セイフティ・ガード

監督者、公的後見人事務所、後見人委員会が代理人等を監督する。

[各法より]

- ・ 財産管理代理人を指名する場合は、同時に監督者を指名しなければならない。代理契約に関して問題があるという申し立てがあった場合には、公的後見人および管財人が調査し、結果、代理契約の変更や廃止を行う。(RAA)
- ・ 代理人の立場濫用が疑われる場合は公的後見人委員会または警察が調査をし、不適切な行為が明らかであれば裁判所が代理人を解任する。(MCA)

ケ. 本人の法的制限

CCCに多くの記述がみられた。以下全てCCCより抜粋。

- ・ 本人が行った法的行為が無効になるのは、その行為により本人が重大な危機にさらされる場合のみである。
- ・ 永続的な障害により本院が法的行為を成せない事柄においてのみ制限が行われ、本人の日常の法的行為権限を奪うものではない。
- ・ 法的能力制限をしない（または、十分ではない）ことが、本人の不利益になる、または、本院を重大な危機に陥れる可能性があるときのみ制限が行われる。
- ・ ある具体的な事柄を行う一定期間（3年以下）のみ制限をかけることができる。この場合、法的制限は有効期間終了とともに解消される。

名称	Representation Agreement Act (RAA) 代理契約法 ※ 1. 2011年に世界未来協議会 (World Future Council) により最良の施策に選ばれた。 2. 2012年12月IIヨーロッパが開催した意思決定支援勉強会の題材
国(州)	カナダ (ブリテイッシュ・コロンビア)
施行年	2000
背景、既存法との関係	「能力がない＝法的には人ではない」と規定する成年後見法改訂のプロセスで制定された4法のうちの1法。 なお、他の3法は、「ヘルスケアに関する同意および支援施設入所法」、「成年後見法」、「公的後見人と管財人法」
法案作成のステークホルダー	アルツハイマー協会、地域生活協会、障害者連合、地域法的支援協会、法律基金、法律専門家、医療専門家、当事者グループ
法律制定の目的等	<ul style="list-style-type: none"> ● 先天のあるいは後天的な理由により意思決定支援が必要な人に対して財産管理および福利厚生に関わる支援をする代理行為を提供する。なお、代理行為は、意思決定能力に欠く事柄に限る。 ● 代理人は、裁判所の指名する者ではなく、本人のよく知る、また、信頼できる人とする。言い換えれば、本人の意志決定に政府を立ち入らせない。 ● 本人の費用負担を軽減する。 ● 事前指針として能力低下後の、生活方法や財産管理方法を事前に決めておくことができる。
意思決定能力の定義	ある事柄に対して ● 好みを表現し、承認 (非承認) の感覚を表現できる。 ● 代理人が物事を選択・決定し、それが本人の生活に影響を与えることを理解する。 ☆ 本法は本人が代理協定を結びたい (または解消したい) という意思を伝えることができる場合にのみ有効となる。
法的能力の制限についての記述	記述なし
意思決定支援、代理行為の基本的考え方、指針	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人の意思を尊重する。 ● 自己管理ができない人でも、知らされる能力はある。 ● 代理人の権限は、本人の意思決定能力に問題がある事項に限られる。 ● 代理人は自分で意思決定したり、本人の意思を変えてはいけな ● 代理人は、本人と第三者の架け橋になるべく心がける。
支援者の種類	代理人、代替代理人 (代理人の死亡、または、何らかの理由による活動停止時に代理行為を引継ぐ人) 1. 代理人 (代替代理人) の資格 <ul style="list-style-type: none"> ● 19歳以上 ● 本人と利害の対立がないこと ● 本人が支援をうけている施設の職員は除く。但し、本人のケアをしている子ども、配偶者、親は適格 ● 信託会社等が代理人になるときは、その代理権に健康管理や個人的事柄は含まない
支援形態に関する記述	1. 標準的代理契約 <ul style="list-style-type: none"> ● 本契約は、契約時に意思決定能力を欠く人が締結するもので、本人能力程度の規定は以下の通り。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 契約締結の意志を表明し、また、支援を頼んだり、拒否したりできる。 2) ある事柄に対する賛成/反対の思いを表明できる。 3) 代理人と信頼関係を創ることができる。 4) 一般的契約を結ぶことはできない 5) 自身の健康管理をできない。 6) 自身の日常的金銭管理をできない。 ● 本契約下で、代理人が支援・代理決定できる事柄、および、できない事柄 【支援・代理決定できること】 <ol style="list-style-type: none"> 1) 個人的事柄 2) 日常的財務管理 (日常生活の支払い、年金や他の収入の受け取り、投資) 3) 「健康管理とケア施設法」で規定される事項の内、以下の施設でのケア、並びに、医療。 <ol style="list-style-type: none"> ① ケア施設 家族ケアホーム、グループホーム、精神保健寮 ② 医療 一般的医療、2名以上の医師の文書による推奨のある堕胎、2名以上の医師の文書による推奨がある電気ショック 【支援・代理決定できないこと】 <ol style="list-style-type: none"> 1) 不動産に関する事

<p>支援形態に関する記述</p>	<p>2) 健康管理、施設ケア等</p> <p>①ケア 生涯支援ケア</p> <p>②医療 精神外科手術、生体移植、効果よりリスクの高さが予見される実験的医療、医学的研究への参加、嫌悪刺激を含んだ行動変容療法</p> <p>2. 強化された代理契約</p> <p>●本契約は、本人が十分な意思決定能力を保持している時に締結され、能力問題表出後に有効となる。</p> <p>●本契約下では、契約に明記されている限り、そしてそれが法律に違反しない限り、どのような事柄でも代理決定できる。</p> <p>【例】 1) 個人的事柄</p> <p>2) 日常的財務管理（日常生活の支払い、年金や他の収入の受け取り、投資）、不動産の取り扱い</p> <p>3) 健康管理とケア施設法で規定される事項の内、以下の施設でのケアおよび以下の医療。</p> <p>①ケア施設 全ての施設の利用、入所、生涯支援ケアの拒否</p> <p>②以下の医療 一般的医療行為、墮胎、電気ショック療法、精神外科手術、生体移植、効果よりリスクの高さが予見される実験的医療、医学的研究への参加、嫌悪刺激を含む行動変容療法</p> <p>4) その他</p> <p>①拘禁</p> <p>②特殊な医療（事前指針がある場合に限るが、受療時に本人が承諾しない場合も有効）</p> <p>③本人の扶養家族の一時的ケア、教育、資金援助のアレンジ</p> <p>④本人の代理としての法的行為</p> <p>☆代理決定できないこと 法律に違反すること</p>
<p>裁判所の権限</p>	<p>●代理契約の全部または一部の変更、または、廃止を決定する。</p> <p>●標準的代理契約における監督者が死亡したとき、または、役割を果たさないときには、公的後見人／管財人が新監督者を指名する。このときに、代理人やその他の関係者が新監督者に不満であるとき、裁判所は監督者の非指名等の判断をする。</p> <p>●監督者の報酬の有無および報酬額を決定する。</p>
<p>セイフティ・ガード</p>	<p>1. 監督者</p> <p>●標準的代理契約で財務管理代理人を指名する時、そして、代理人が酒配偶者や公的後見人や信託会社以外の者である場合、本人は監督者を指名しなければならない。監督者を指名しない場合、代理人は日常的財務管理をすることはできない。</p> <p>●監督者は、代理人が本法に定められた通りの役割を果たしているかどうかを監督する。なお、監督者には以下の権限がある。</p> <p>①本人を訪問して直接話をする。</p> <p>②代理人の行動が適切ではないと信ずる理由が見つかった場合、代理人に問題事項に関する報告書（例：財産管理の収支計算書や財産目録）を提出させる。</p> <p>③調査の結果を、本人、代理人、代替代理人に知らせる。</p> <p>④監督者の調査終了後も代理人が行動を改めない場合、監督者は直ちに公的後見人／管財人に知らせる。</p> <p>2. 異議申し立て</p> <p>●代理契約に関して、以下の問題がある場合、本人を含む全ての人が公的後見人および管財人に異議、調査、支援の申し立てをすることができる。</p> <p>①本人には契約締結、変更、破棄の能力がない。</p> <p>②契約締結、破棄、変更が本人の望みや信念や価値観、また、利益と一致しない。</p> <p>③締結、変更、破棄に関して、本人に対する圧力があるとき</p> <p>④契約に不備があるとき。</p> <p>⑤代理人が本人を虐待、無視しているとき。</p> <p>⑥代理人に代理能力がないとき</p> <p>●公的後見人および管財人は問題調査を実施し、その結果、裁判所に対して、代理契約の全てまたは一部の変更や廃止、監督者の指名、その他を申請する。</p>
<p>支援者の報酬</p>	<p>●代理人、代替代理人、監督者の報酬はない。但し、以下の場合は例外的に報酬が発生する。</p> <p>①報酬（額）が代理契約で合意されている場合。 ②裁判所が認めたとき。</p>

名称	Adult Guardianship and Trusteeship Act (AGTA) 成年後見および信託法
国(州)	カナダ(アルベールタ)
施行年	2009
背景、既存法との関係	「保護者を必要とする成人のための法律」が実情に合わなくなったため、新法として制定した。なお、本法と関連する既存法「自己管理法」—意思決定ができなくなった場合を想定して予め医療や居住地決定、また、財産管理に関する代行権限者を決めておくための法律—は今も有効であり、本法は、「自己管理法」により代行者を決めていなかった人に有効である。
法案作成のステークホルダー	専門家、法律家、一般市民の述べ4,300人が参加。
法律制定の目的等	●先天的あるいは後天的な理由により意思決定支援が必要な人に対して財産管理および福利厚生に関わる支援をする代理行為を提供する。
意思決定能力の定義	ある事柄に対して、 ●関連情報を理解できる。 ●情報を比較検討して意思決定に活用することができる。 ●決定の結果起こることを予測することができる。 【例】本人が愚かな決定をしても、その結果を予測できる場合は、意思決定能力があると判断する。 ☆意思決定能力の検査 ●本人が情報を理解し、意思決定の結果おこること、しなかった場合に起こりうることを理解しているか否かを検査。 ●検査の手順 担当医に面接して身体的状況を知る→身体的状況が意思決定能力に与える影響を知る→本人に面接し、検査の目的、能力の欠損を見つける意義、検査を拒否する権利を説明する→認知と機能(例：請求書に則って支払いを行う)検査を行う。
法的能力の制限についての記述	記述なし
意思決定支援、代理行為の基本的考え方、指針	●本人の自主性を重んじ、指示せず、制限の少ない方法を選ぶ。 ●本人の利益を優先する。 ●代理決定にあたっては、本人に意思決定能力があった場合の本人の選択を想定する。 ●個人的事柄の意思決定支援では、「ゼロか全て」の選択は避ける。
支援者の種類	意思決定支援者、共同意思決定者、一時的後見人(管財人)、後見人、信託管財人 1. 意思決定支援者の資格 ●18歳以上 2. 共同意思決定者の資格 ●18歳以上 ●本人と強い信頼関係にある家族 【例】認知症の初期段階の夫を妻が支援する。 3. 特別意思決定者の資格 ●18歳以上 ●多くの場合、親戚が担うが、該当者がいない場合は、公的後見人がこれにあたる。 4. 後見人、信託管財人の資格 ●18歳以上
支援形態に関する記述	1. 意思決定支援 ●本人が意思決定支援の意味と効果を理解することができる場合に採用される。 ●本人が3名以内の支援者を指名する。 ●支援者は、本人の個人的および医療的情報を閲覧する権利を与えられ、個人的事柄の意思決定を支援する。 ●本人は、望む時いつでも支援を終了させられる。 ●本人が共同意思決定または後見人による支援の対象になったとき、または、自己管理法下の事前指針の対象になったとき、意思決定支援は終了する。 2. 共同意思決定 ●本人の意思決定能力が極めて低いが、支援があれば意思決定できるとき、また、決定事項が個人的問題である

<p>支援形態に関する記述</p>	<p>場合に採用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本人と強い信頼関係にある家族がない場合、本方法は採用されない。 ●この方法を採用するにあたり、裁判所は、より非支持的な方法があるかどうかを吟味する。 ●本人はいつでも共同意思決定を終了させられる。 <p>3. 特別意思決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事前指針がなく、また、後見人がいない人が突然意思決定能力を失った場合で、医療関係者によりインフォームドコンセント（情報を理解した上で承諾する）や入院/退院を決定する能力がないと判断されたときに用いられる。 ●決定者は親戚などが多い。いない場合は公的後見人が担う。 <p>4. 緊急時の一時的後見人 / 管財人の任命</p> <ul style="list-style-type: none"> ●意思決定能力に欠くと信じられる人が差し迫った危機に瀕しており、的確な意思決定がされなければ死や財産の喪失などが想定される場合に採択される。 ●一時的=90日以内。 <p>5. 後見人と信託管財人の任命</p> <ul style="list-style-type: none"> ●意思決定能力がないと診断された人のための方法。より正確な診断と後見人への情報提供、また、それに本人の希望を盛り込むことができるようになっている。そして、裁判所は、本人にとり、より制限の少ない方法を模索する。 <p>6. 一時保護命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本人が深刻な危機にさらされていると信じられる理由があるときに発効。 ●裁判所は、公的後見人に警察の力を借りるなどして本人を安全な場所に写す権利を与える。 ●一時保護命令の有効期間は30日である。 <p>☆共同意思決定者、後見人、管財人は18歳以上でなければならない。 ☆後見人が死亡した場合、または、義務を果たせない状態になった場合、新しい後見人が任命されるまでの間は公的後見人がその役割を担う。</p>
<p>裁判所の権限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●自身が重大な危機にありながら、本人が意思決定能力検査を拒否した場合、検査を命令する。 ●支援の種類決定 ●共同意思決定者、後見人、管財人の任命 ●後見人、管財人の義務と責任を規定する。 ●管財人に定期的な財務報告書提出を要求する。 ●管財人による不動産の売却等の重大な決定を承認する。 ●後見人、管財人に活動報告を要求する。 ●管財人に、定期的帳簿の提出を求めるかどうかの裁量権をもつ。
<p>セイフティ・ガード</p>	<p>1. 監督者</p> <ul style="list-style-type: none"> ●共同意思決定者、後見人、管財人の活動を監督する。 <p>2. ヒューマンサービス省の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ●共同意思決定者、後見人、管財人が職務を果たしておらず、結果として、「本人が傷つけられたり財産を失う危険がある」場合、ヒューマンサービス省が調査を行う→クレームの事実が発見された場合は、共同意思決定者、後見人、管財人と協議する。 <p>3. 財務に関する報告命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ●財産管理に関して問題が持ち上がった場合、本人を含む関係者の誰もが、管財人の財務書類を含めた報告命令の発行を裁判所に申請できる。
<p>支援者の報酬</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●なし。但し、支援の実費は本人から支払われる。

名称	Mental Capacity Act (MCA) 意思能力法
国(州)	英国
施行年	2005
背景、既存法との関係	精神保健法第7章、および、持続的代理権法全文が時代の要請に応えることができなくなったため、替わるものとして制定された。
法案作成のステークホルダー	記述なし
法律制定の目的等	<ul style="list-style-type: none"> ●先天的あるいは後天的な理由により意思決定支援が必要な人に代わって個人的福利厚生から財産上の事項まで広範囲な意思決定についての代理行為を網羅する。 ●上記代理行為を行う代理人を欠く場合での対応も明確にする。 ●事前指針として能力低下後の、生活方法や財産管理方法を事前に決めておくことができる。
意思決定能力の定義	ある事柄に対して <ul style="list-style-type: none"> ●関連情報を理解できる。 ●情報を記憶することができる。 ●情報を比較検討して意思決定に活用することができる。 ●意思決定した内容を他人に伝達できる。
法的能力の制限についての記述	記述なし
意思決定支援、代理行為の基本的考え方、指針	<ul style="list-style-type: none"> ●意思決定能力を喪失しているという確固な証拠がない限り、能力があると推定されねばならない。 ●自ら意思決定を行うために可能な限りの支援を受け、それが功を奏しなかった場合にのみ意思決定できないと法的に評価されねばならない。 ●客観的に不合理な選択であっても、本人に意思決定能力がないと判断されてはならない。 ●意思決定を代行する場合は、本人の最善の利益を追求しなければならない。 ●代理決定する場合は、本人の権利や自由の制限の少ない法を選ぶ。
支援者の種類	<p>永続的身上福祉代理人、永続的財産管理代理人、法定身上福祉代理人、法定財産管理代理人、独立意思能力代弁人</p> <p>1. 代理人の資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ●18歳以上であること ●本人と利害の対立がないこと ●介護事業者は不適格 ●信託会社 <p>2. 独立意思能力代弁人の資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本人と利害の対立がない中立的立場の人(本人の治療者、介護者、また、彼らとつながりのある人は中立性が保てみなされる)。 ●当該事項に関して知識・能力がある。 ●独立意思能力代弁の訓練を受けている。
支援形態に関する記述	<p>1. 永続的代理権</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本人に能力がある時に、能力がなくなった時を想定し自分の代わりに意思決定を行う代理人を決めておく。設定時に本人は18歳以上でなければならない。 ●本人が代理人を選び、後見人事務所に登録する。 ●代理人は意思決定を第三者に委託してはいけない。ただし、代理授与証書に明示してあれば、当該事項の意思決定を専門家にゆだねることができる。 ●代理人には、①身上福祉代理人と②財産管理代理人がある。①は②の行為はできず、また、その反対も同様である。しかし、同じ代理人が①と②の両方の代理人として任命されることは可。 <p>①身上福祉代理人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援事項 住む場所、生活介助、医療的検査および治療行為に関する同意、治療の手配、公共サービス授受の判断、社会的活動、教育訓練、私的通信 <p>★代理決定できない事柄：本人に意思決定能力がある事柄、本人が事前に意思決定している医療行為、生命維持措</p>

<p>支援形態に関する記述</p>	<p>置に関する決定、本人が精神保健法に基づき拘禁されているときの治療に関する同意または拒否、医療従事者が必要と感じない医療行為をうけること。</p> <p>②財産管理代理人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援事項 本人の財産管理に関する全ての事項について代理決定できる。〔例〕不動産の売買、遺産の受領、金融資産の投資、本人に代わっての贈与および寄付、債務がある場合の元本および利息の支払い。 <p>★代理決定出来ない事例慣例的に行われている親戚・姻戚関係者への贈り物および寄付以外の贈与。</p> <p>2. 法定代理権</p> <ul style="list-style-type: none"> ●財産管理代理人と身上福祉代理人がある。 ●法定代理人が必要であると認められる以下のときに任命される <ul style="list-style-type: none"> ・財産管理に関して：能力を欠く人が永続的代理人を設定していないにも関わらず、一定額以上の金融資産管理が必要である、または、財産売却が必要である、または、一定額以上の収入・資本があり管理が必要なとき ・身上福祉に関して：裁判所の権限付与がなければ実行できない重大な行動が必要なとき、または、本人の利益のために問題終結が必要な時（例：家族に介護を委ねると本人に危害がおよび怖れがあるとき） <p>★代理人の権限の制限（できないこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の抑制を目的とした行為 ・本人に意思決定能力があると考えられる事項の決定 ・永続的代理人の決定に反する行為 ・生命維持装置の供給または継続に対する拒否 <ul style="list-style-type: none"> ●法定代理人は18歳以上で、本人が同意する、本人と利害の対立の可能性が無い人。なお、介護事業者は利益の対立が生ずる可能性があるときみなされる。財産管理法定代理人は個人または信託会社。 <p>3. 独立意思能力代弁人制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ●設置の目的 <p>能力がとりわけ低く、且つ、家族・友人等の相談相手がいない人が、医療や住まいの変更等に意思決定を行う際に支援する。本人と共に行動し、支援し、本人の最善の利益を考える人たちに本人の意志を伝える（代弁する）。</p> ●独立意思能力代弁人の立場、権限 <ul style="list-style-type: none"> ・中立的 <p>本人について決定を行う場面で情報提供できる</p> ・本人と二人だけで面接し意思を確認 ・本人の医療・介護記録を閲覧する ・意思決定者（医療・介護従事者を含む）が、あらゆる選択肢を考慮したかどうか、本人の自由をより許容しているかを確認する。 ・医療に関するセカンドオピニオンを求めることができる。 ●独立意思能力代弁人の利用場面 <ul style="list-style-type: none"> ・入院、入所、転院 ・重大な医療行為〔例〕ガンの手術・化学療法、電気ショック療法、避妊手術、危険を伴う外科や切断手術、人口栄養水分補給の留保や中止、随胎の決定 ・介護計画の見直し等
<p>裁判所の権限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●意思決定能力有無の決定 ●法定代理人の任命 ●法廷代理人、永続代理人の解任 ●永続的代理権の有効性の判断 ●財産、身上福祉事項についての宣言、決定、命令 ●代理人への報酬又は費用に疑義があるときの判断 ●財産管理代理人に財産管理記録提出を要求する。
<p>セイフティ・ガード</p>	<p>1. 公的後見人事務所による調査</p> <p>代理人（永続的、法定）が立場を濫用する、または、搾取している兆候があるときには、周囲の人が公的後見人事務所に報告する→公的後見人事務所は裁判所観察官に調査を指示し、必要があるときには、警察に通報する→代理人が不適切な行為をしていると判断された場合、裁判所は代理人を解任し、新たな法的代理人を任命する。</p>
<p>支援者の報酬</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●あり。

名称	Czech Civil Code (CCC) 民法 支援方法・法的能力制限縮小・事前指針 ※MDAC (法律をツールとして知的障害者と精神障害者の共生と平等を進める研究所) が2013年10月に発行した「ヨーロッパの法的能力」の中で「改定の余地はあるが、法的能力回復を目指している例」と評価された唯一の法律
国(州)	チェコ
施行年	2014
背景、既存法との関係	本人の法的能力を剥奪し、全面的保護下におくことが可能であった「後見人法」の改訂版として制定。 ☆国連障害者権利条約が法改正実現を後押しした。
法案作成のステークホルダー	市民団体、社会的支援サービス提供機関、NGO 協会
法律制定の目的等	●意思決定支援の導入 旧後見人法下で法的能力を剥奪されていた知的障害者や精神・社会的障害者が最大限自らの意思に沿った決定をできるようにする。 ●法的能力の制限を最小範囲にする。 ●法的能力を欠く人に、財産管理、福利厚生に関する意思決定をする代理行為、後見行為を規定する。なお、本人の法的能力がある事柄に関しては意思決定支援を行う。 ●事前指針として能力低下後の、生活方法や財産管理方法を事前に決めておくことができる。
意思決定能力	記述なし
法的能力の制限についての記述	●法的能力制限をしない(または、十分ではない)ことが、本人の不利益になる、または、本人を重大な危機に陥れる可能性があるときのみ制限が行われる。 ●永続的な障害により本人が法的能力を成せない事柄においてのみ制限が行われ、本人の日常の法的能力を奪うものではない。 ●ある具体的な事柄を行う一定期間(3年以下)のみ制限をかけることができる。この場合、法的制限は、有効期間終了とともに解消される。状況が変化した場合決定の変更または無効とする。 ●本人が行った法的能力が無効になるのは、その行為により本人が重大な危機にさらされる場合のみである。
意思決定支援、代理行為の基本的考え方、指針	●支援者は本人の意思に沿った支援をし、不適切に影響を与えて本人の利益を損なってはいけない。 ●代理人は、本人の最大の利益を考え、本人のアイデアや望みに沿うようにする。 ●本人にとり感傷的に価値がある物(人)を遠ざけなければならないのは、その物(人)により、本人に危害がおよぶことが想定される場合、または、その他の深刻な理由がある場合に限る。 ●本人に対して何かを決定するときには、その説明と共に、結果として起こることを明示しなければならない。 ●本人の信念、宗教(事前指針に明記)に基づき、本人の望みに沿う決定をしなければならない。
支援者の種類	意思決定支援者、法定代理人、法定後見人 1. 意思決定支援者の資格 ●本人と利害の対立がない。 2. 代理人の資格 ●近親者(子、孫、兄弟)、配偶者、または、直近3年以上前から本人と同居するパートナー。 3. 後見人の資格 ●本人が希望する人、または、近親者
支援形態に関する記述	1. 意思決定支援行為 ●法的能力の制限を受けることなく支援をうけることができる。 ●本人は自ら法的能力を成すことができる(法的能力に欠くと判断される事柄に関してはできない)。但し、支援者は、本人の法的能力の正当性に異議を申し立てることができる。 ●支援者は本人に必要な情報を提供し、アドバイスをする。 ●本人と利害の対立がある者は支援者になれない。 2. 代理行為 ●精神障害(知的障害を含む?)のために法的能力執行能力を欠く場合、設定できる。但し、本人が望まない場合、代理行為は発生しない。言い換えれば、本人に拒否する能力がなければ、代理行為は発生する。 ●代理人が職務を放棄した場合、または、本人が代理行為を望まない場合、代理行為は終了する。 ●代理行為は本人の日常的活動について行われるが、その範囲は以下のとおり限定される。 ①本人の精神または肉体に永久に影響を及ぼす事項について決定はできない。 ②金銭管理について。他法で規定される「人が1ヶ月に要する最低額」以内とする。 ●意思決定支援契約が認可された場合、本人の法的能力がある事柄については「意思決定支援」で行い、その

<p>支援形態に関する記述</p>	<p>他の事柄について代理行為を行う。</p> <p>3. 法的代理行為と後見行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ●法的後見人および代理人は、本人の結婚、保護責任、廃嫡の宣言、遺言の発行および撤回に関して権限がない。 ●後見人および代理人は日常レベルの資産管理をできる。しかし、資産の処分時には裁判所の認可を要する。但し、本人が寄付または遺産を受け取る場合で、それを第三者が管理する場合はこの限りではない。 ●本人の健康状態が理由で資産管理、権利の行使に問題がある場合、そして、それを本人が望む場合、裁判所は後見人を指名する。 ●本人が希望する人を後見人に指名する。不可能な場合は、親戚や近い人を後見人とする（代理人欄参照）。そうした人がいない場合は公的後見人とする。 ●本人が居住する、または、後見対象の法的事態の在る市は公的後見人になることができる。この場合、他方で規定される公的後見人要件は適用されない。 ●但し、本人の資産を管理する管財人が存在する場合、裁判所は資産管理における後見人を指名できない。管財人が義務を怠る場合はこの限りではない。 ●後見人が資産を管理する場合。そして、裁判所から制限を受けていない場合、後見人は以下に関して裁判所の承認を得なければならない <ol style="list-style-type: none"> 1. 不動産（またはその一部の）売買 2. 会社の取得、株の売買。ただし、信用できる加入権やリスクのない契約はこれにあたらぬ。 3. 本人の代理として、3年以上にわたる契約を締結するとき。 4. 遺産相続の拒否 5. 本人が第三者に無償の義務を果たさせるとき。ただし、それが現在行われていることで、適切な範囲であり、本人に意見をいう能力があり、且つ、承認しているのであればその限りではない
<p>裁判所の権限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●法的行為制限の決定、変更、解消 ●意思決定支援者の承認と解任 ●意思決定支援契約の承認 ●代理人の承認 ●後見人の指名と解任　なお、後見人変更時にタイムラグが生ずる場合は、公的後見人制度を利用する。 ●本人の希望を基に後見人の権利と義務の領域を定める。 ●財産管理をする代理人および後見人への謝礼額の決定 ●代理人または後見人が資産管理する場合の承認
<p>セイフティ・ガード</p>	<p>1. 後見人協議会</p> <p>1) 後見人協議会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ●後見人指名後、後見人、本人、本人の知人は後見人協議会の設定を要求できる→後見人は要求から30日以内に会議を開催する→各参加者が投票権を持ち、後見人協議会委員を選出する。●会議が期限内に開催されなかった場合、または、会議が開催されたが委員が選出されなかった場合、裁判所が会議を開催する。●委員資格を持つのは、本人と長期間において近い関係であることを証明でき、本人の利益に興味があり、そして、本人と利害の対立がない人である。なお、後見人は委員にはなれない。●障害者の利益擁護を主な活動とする団体は、後見人委員会設立の会議招集を申請できる。 <p>2) 後見人協議会の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ●財産目録に対して意見を言い、資産管理における後見人報酬額変更を討議する。また、後見の終了、後見人変更を検討する。●後見人は以下の事項について、委員会の同意を必要とする。但し、それは後見人の活動を必要以上に制限するものであってはならない。①本人の居住地の変更。②本人の閉鎖病棟、または、それに準ずる施設入院、③以下の資産の処分・他法で定める個人の最低生活費の百倍をこえる売買。・本人の所有する資産の三の一以上の売買。・上記に関してローンを組む <p>3) 障害者支援団体の関わり</p> <ul style="list-style-type: none"> ●チェックで過去3年以上障害者支援活動を行い、過去3か月以上前から本人と関わる団体は、後見人委員会委員になるか、その会議に出席できる。 ●上記団体は、後見人委員会の決定を破棄し、裁判所に独自の判断を求める権利を持つ。但し、団体の活動如何により、裁判所はその権利を剥奪することができる。
<p>支援者の報酬</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●法的代理人と後見人の報酬はない。但し、財産管理をする場合は、裁判所が決定した額の報酬が発生する。

**第3章 【調査2】 福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進
に関する基礎的調査**

第1節 目的と課題

第1章の事業要旨でも書かれている通り、この調査は、「福祉サービス利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方」を見出すための基礎調査として行ったものである。この調査は次の2つの種類に分けられ、それぞれが2つの調査で成り立っている。

1つ目は「基礎的調査」であり、それはさらに

- (1) 「親・会員向けアンケート」と、
- (2) 「支援者・関係団体向けアンケート」に分けられる。

2つ目に「ヒアリング調査」であり、それはさらに

- (1) 「親・会員向けヒアリング」と、
- (2) 「支援者・関係団体向けヒアリング」に分けられる。

このような大がかりの調査を行った理由や課題、そして調査の目的は次の通りである。

2000年の介護保険、その後、障害者分野においても、福祉サービスの利用が措置制度から契約制度に変わって既に10年が経過した。介護保険と同時にスタートした成年後見制度の利用は、全般的には年々増え、平成24年度の申立て件数はおよそ3.5万件となっている（最高裁の概況による）。成年後見制度を担う専門職（現在、司法書士、弁護士、社会福祉士が多い）も、専門の団体を作って研修等を積極的に行う等、支える仕組みも整いつつあり、既に高齢者分野においては、介護保険と成年後見制度は、高齢社会を支える車の両輪と位置付けられている。

ところが、知的障害者の福祉サービス利用での成年後見制度利用は多くはない、と言われ続けてきた。それは事実なのか、事実だとすれば、一体、制度利用を阻害する要因は何なのか、まずはそれを見出すことが、利用促進に向けて必要な第一歩であるとの認識から、利用の実態や申立ての動機、申立てに至らない要因等を調査することになったものである。なお、知的障害者の利用状況については、最高裁の概況では、残念ながら、判断能力が不十分である原因が認知症であるのか、知的障害であるのか等の区分はされていないため、はっきりとは分からない。ただ、本人が65歳以上の者が、男性では67%、女性では86%（なお、本人の男女別割合は、男性が40%、女性が60%である。いずれも平成24年度）という状況からみて、おそらく65歳未満の多くが知的障害者等と思われるものの、その数は決して多くはない（なお、親が申立てたのは、2010件であった）。

さて、調査においては、まずは利用の実態を知ることと、利用している人にはその動機と経緯、また利用をしていない人はなぜ利用しないのか、利用を妨げる要因はどこにあるのか等々について、項目毎に、あるいは自由記載で調べることにした。これによって、利用を阻害する要因を見つけ出すことであれば、利用促進への手がかりになると判断したからである。

また、この調査は「福祉サービス利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方」を見出すための基礎調査であるので、制度申立権があり、現実には知的障害の子の世話をし

ている親の意識調査だけではなく、支援者側である、知的障害者の福祉を支える関係団体や成年後見に関わる団体側からも、これまでの知的障害者や親との関わりの中で、制度利用に至った経緯や、利用による効果、あるいは何が制度利用を妨げていると思うか、どのような課題があり、どう解決すればいいと思うか等々についても調査をすることとした。これら双方向からの調査によって、問題点をより鮮明にあぶり出すことを目指したものである。

加えて、「親」「支援者」双方への調査においては、実態把握として、数値として傾向を把握するアンケート調査と同時に、個々人がどのように考えているかを、直接かつ丁寧に聴取するヒアリング調査も実施することとした。これらを組み合わせることで、調査の精度を上げ、内容の充実を図り、より課題に迫ることを目指したものである。

第2節 概要と方法

1. 基礎的調査

【 全般的な方法 】

障害のある人の成年後見制度利用の実態、ならびに成年後見制度を活用しにくい要因について把握し、今後の障害福祉サービス利用の際の成年後見制度利用促進に向けての制度改善の方法について情報を整理する事をねらいとする。目的として、知的障害のある人を家族にもつ人、支援者・関係団体で実際に後見を受任されている人を対象としたアンケート調査を広く実施した。調査の全般的な手続きは以下のとおりであった。

(1) 親・会員向けアンケート

1) 調査の実施期間および手続き

2013（平成25）年10月から12月の間に、調査協力団体へ郵送し調査票配布、および回収を行った。

2) アンケートの配布方法および回答者の選定

① 全日本手をつなぐ育成会 会員

社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会（以下、「全日本手をつなぐ育成会」とする）から都道府県・政令指定都市正会員育成会へアンケート調査票等を発送。各都道府県正会員育成会において、大都市（人口20万人以上の都市）支部1ヶ所、中規模都市（人口2万人以上の都市）支部2ヶ所、中山間地支部1ヶ所の計4ヶ所を選定したのち、選定先の各支部会員の中で成年後見制度を「利用している人」「利用していない人」各5名、計10名を目安に選定しアンケートに協力していただき、回収を行った。

② 育成会以外の障害者団体 会員

全日本手をつなぐ育成会から、アンケート調査票等を本調査の趣旨について理解を得られた知的障害関係団体の各支部に調査票を発送。各支部会員の中で成年後見制度を「利用している人」「利用していない人」各5名、計10名を目安に選定しアンケートに協力していただき、回収を行った。

(2) 支援者・関係団体向けアンケート

1) 調査の実施期間および手続き

2013（平成25）年10月から12月の間に、知的・精神・発達障害の障害者団体および、成年後見を支援している関係団体とその会員あてに郵送にて調査票配布、回収を行った。

2) アンケートの配布方法および回答者の選定

本調査の趣旨について理解を得られた知的・精神・発達障害の障害者団体および、成年後見を支援している関係団体の各支部に調査票を発送。各支部会員の中で、実際に後見を受任されている方を数名程度選定しアンケートに協力していただき、回収を行った。

2. ヒアリング調査

【 全般的な方法 】

成年後見制度の利用促進および阻害要因の実態把握を目的として、知的障害のある人を家族にもつ人、精神障害のある人を家族にもつ人を対象とした集団ヒアリングと、支援者関係団体で実際に知的障害または、精神障害のある人の成年後見を受任されている支援者にヒアリング調査を実施した。調査の全般的な手続きは以下のとおりであった。

(1) 親・会員向けヒアリング調査

1) 調査の実施期間

2014（平成26）年1月から2014（平成26）年2月の間に実施した。

2) 調査員への依頼

全日本手をつなぐ育成会を通じ、本調査の趣旨について理解を得られた障害のある人をご家族にもつ人で成年後見制度を利用している親を中心に、利用していない親を含む集団ヒアリング調査を実施した。調査員は、本研究事業委員または、本調査の趣旨について理解を得られ成年後見制度について詳しい関係者とした。

3) ヒアリング対象者への説明と同意

ヒアリング対象者に対して、調査員から事前に調査の趣旨や個人情報の取扱いについて説明を行い、文書による同意を得た。

(2) 支援者・関係団体向けアンケート

1) 調査の実施期間

2014（平成26）年1月から2014（平成26）年2月の間に実施した。

2) 調査員への依頼

全日本手をつなぐ育成会を通じ、本調査の趣旨について理解を得られた支援者・関係団体で実際に知的障害または精神障害のある人の成年後見を受任している人にヒアリング調査を実施した。調査員は、本研究事業委員または、本調査の趣旨について理解を得られ成年後見制度について詳しい関係者とした。

3) ヒアリング対象者への説明と同意

ヒアリング対象者に対して、調査員から事前に調査の趣旨や個人情報の取扱いについて説明を行い、文書による同意を得た。

第3節 「結果」と「考察」

本節では、(1)「親・会員向けに行ったアンケート」の結果、および(2)「支援者・関係団体向けアンケート」の結果について、まず数値とグラフで紹介し、量的に読み込んだ上で、そこから見えてきた点について、自由記述欄も参照しつつ、コメントを付けた。なお、この自由記述欄は、利用をためらう理由と考えられる問題等について、利用者側としてどう考えているかを自由に書いて頂いたものであるが、実に多くの方が記入されていた。この姿勢は、親や関係者の多くが成年後見制度にも、またこのアンケートにも真摯に向き合っていることを示しており、意見はそれぞれ貴重なものであった。

この結果の紹介の後、自由記載の意見も取り入れながら、成年後見制度の利用を妨げる阻害要因を明らかにすべく考察を行う。

1. 基礎的調査の「結果」と「考察」

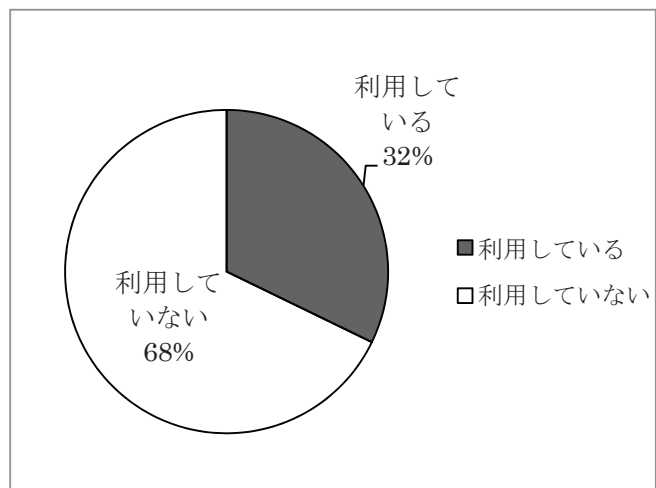
(1) 親・会員向けアンケート調査

1) 結果 ※有効回答数：1353件

設問1. 成年後見制度の利用について

Q1. 成年後見制度を利用していますか。

Q1			
1	利用している	429	32.2%
2	利用していない	904	67.8%
	合計	1,333	100.0%

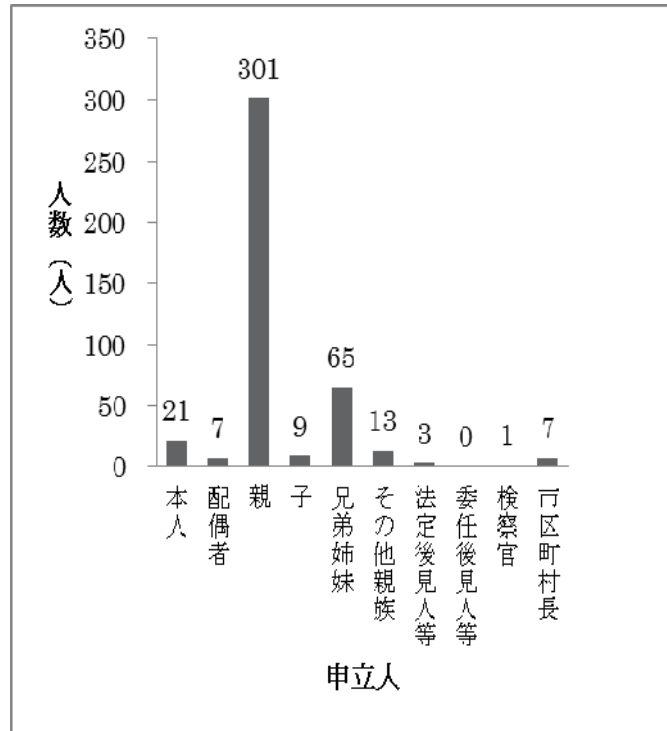


- ・ 「利用している」のは、32.2%となっている。

設問 2. 成年後見制度を「利用している」している方へ (n=429)

Q2.1 申立人は誰ですか。本人との関係について教えてください。

Q2.1			
1	本人	21	4.9%
2	配偶者	7	1.6%
3	親	301	70.5%
4	子	9	2.1%
5	兄弟姉妹	65	15.2%
6	その他親族	13	3.0%
7	法定後見人等	3	0.7%
8	委任後見人等	0	0.0%
9	検察官	1	0.2%
10	市区町村長	7	1.6%
	合計	427	100.0%



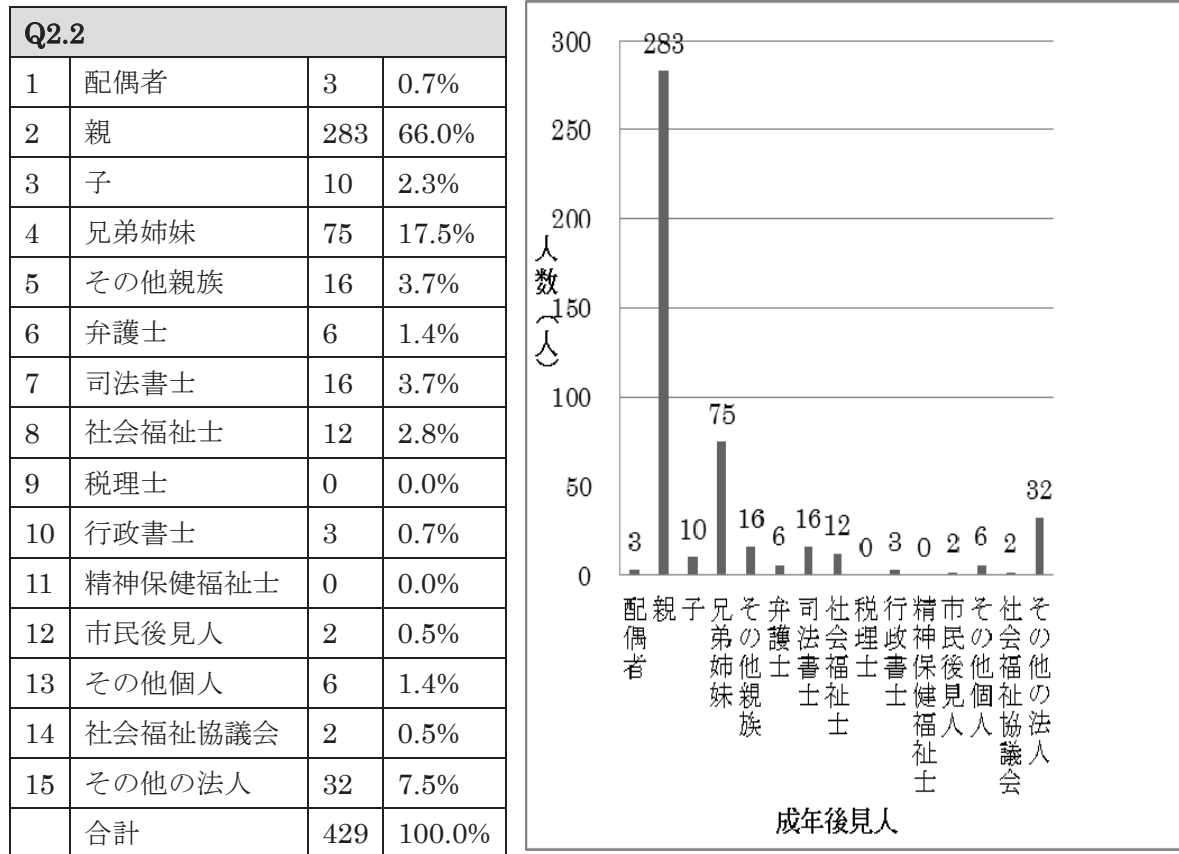
※無回答 2

- ・ 申立人は「3. 親」が 70.5%と圧倒的に多い。次いで「5. 兄弟姉妹」(15.2%)が続く。

【コメント】

本人を身近に世話している親が申立てるのが多いのは、当然といえよう。次いで、親がいないような場合に、兄弟姉妹が来るのは、順当であろう。次に、本人申立てが来るが、保佐や補助の申立てと思われる。

Q2.2 成年後見人等は誰ですか。また、後見人を選ばれた理由を教えてください。(MA)



- ・ 成年後見人等は「2. 親」が283件（66.0%）と圧倒的に多い。次いで「4. 兄弟姉妹」75件（17.5%）が続く。

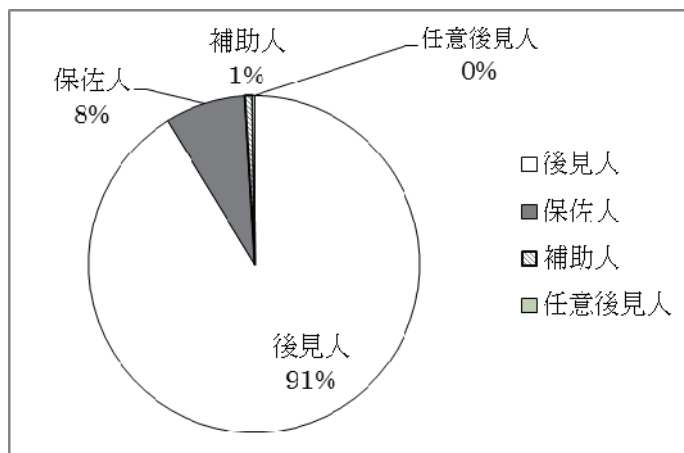
【コメント】

親が圧倒的に多く、兄弟姉妹が続くのは、申立人の割合と同様であり、申し立てた人が成年後見人になったケースが多いと思われる。成年後見全体では、昨年は第三者後見が親族後見を上回ったが、ここで親族後見が多いのは、そもそも親向けにアンケートを取ったからであり、親族がいる場合は、親族後見が優先されていることが窺える。その他、いわゆる第三者後見人の中では、法人が目立っている。

自由記載から読み込むと、親族後見には報酬がかからないことや本人のことを一番知っていることが挙げられ、第三者後見では、将来的な視点や権利擁護、虐待契機なども窺える。親が後見人になっても、いずれは第三者後見が必要との認識があり、第三者との信頼関係の構築に不安を抱いていることが窺える。

Q2.3 後見人等の種類を教えてください。

Q2.3			
1	後見人	386	91.3%
2	保佐人	33	7.8%
3	補助人	3	0.7%
4	任意後見人	1	0.2%
	合計	423	100.0%



※無回答 6

- ・ 後見人が 91.3%とほとんどであり、保佐人は 7.8%となっている。

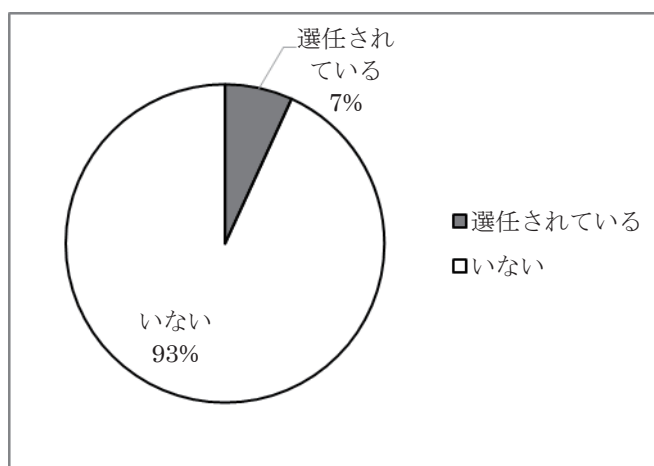
【コメント】

障害が重いほど、後見人の必要度が高くなるとはいえ、後見類型が際立って多いことが目立つ。

障害者自立支援法施行時に、全国的にかなりの数の重度心身障害者施設で、入所契約のための集団申立てがされた、と噂されたが、その事実が自由記載からも裏付けられた。施設側からの申し出による半強制的な制度利用といえよう。

Q2.4 後見監督人の有無について教えてください。

Q2.4			
1	選任されている	25	6.8%
2	いない	340	93.2%
	合計	365	100.0%



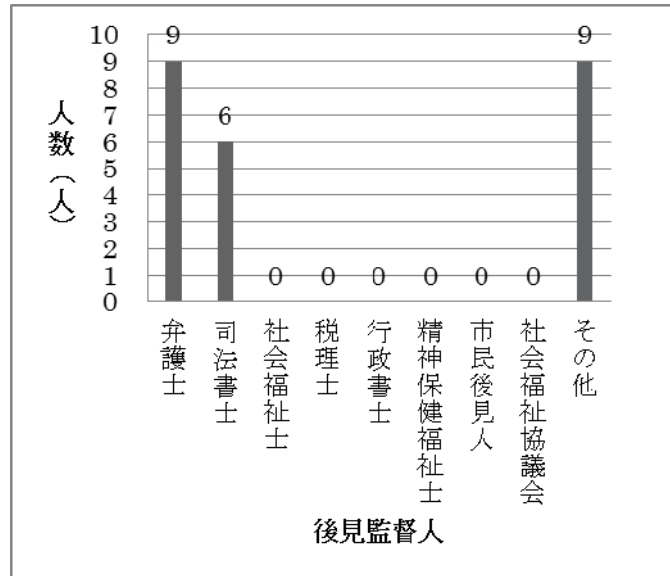
※無回答 64

- ・ 後見監督人を選任しているのはわずか 6.8%に留まっている。

Q2.5 後見監督人にはどのような人が選ばれていますか？

(Q2.4で後見監督人を選任している方 (n=25))

Q2.5			
1	弁護士	9	37.5%
2	司法書士	6	25.0%
3	社会福祉士	0	0.0%
4	税理士	0	0.0%
5	行政書士	0	0.0%
6	精神保健福祉士	0	0.0%
7	市民後見人	0	0.0%
8	社会福祉協議会	0	0.0%
9	その他	9	37.5%
	合計	24	100.0%



※無回答 1

<その他>家庭裁判所 3、裁判所書記官 2、母親の弟 1、NPO 1

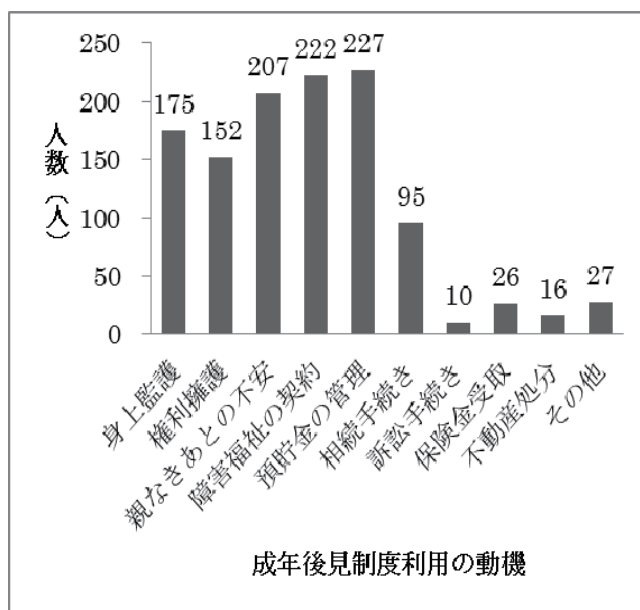
- ・ 後見監督人は弁護士が多く 9 件 (37.5%)、次いで司法書士 6 件 (25.0%) となった。

【コメント】

後見監督人が付いているのは、わずかである。弁護士や司法書士が後見監督人に付いているのは、おそらく本人の財産が多額であること等を理由とし、後見人である親族が行う財産管理について、お目付け役として付けられたものと思われる。

Q2.6 成年後見制度利用の動機について教えてください。(MA)

Q2.6 (複数可)			
1	身上監護	175	40.8%
2	権利擁護	152	35.4%
3	親なきあとの不安	207	48.3%
4	障害福祉の契約	222	51.7%
5	預貯金の管理	227	52.9%
6	相続手続き	95	22.1%
7	訴訟手続き	10	2.3%
8	保険金受取	26	6.1%
9	不動産処分	16	3.7%
10	その他	27	6.3%
	合計	429	100.0%



- ・ 「5. 預貯金の管理」(52.9%) および「4. 障害福祉・介護保険の契約」(51.7%) が半数を超え、「3. 親なき後への不安」(48.3%) と続く。

【コメント】

「預貯金の管理」と「障害福祉の契約」という具体的な必要に迫られたことが、利用の二大動機である。近年、金融機関での本人確認が厳格になっていることと、後見人との契約という建前を貫く法人があることを窺わせる。

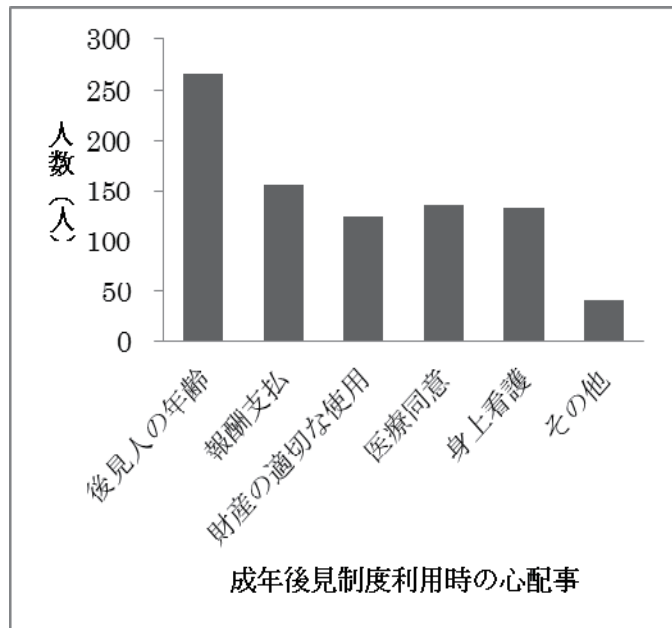
これらに続くのが「親なきあとの不安」から申立てに至ったもので、これは自主的に申立てをしたと思われる。これが動機として挙げられていることは、知的障害の子の将来の心配を解消しようという親の強い思いが窺える。これらが三大利用動機となっている。

ただ自由記載からは、特に親なき後の生活の安心を求めているものの、その安心を託す人や場所が少ないことが不安としてあり、制度を利用して後見人になった親であっても、必ずしも不安の解消には至っていないことも窺える。とりあえず親が元気な内に後見人になり、後見人とは何をするのか、また次を誰に託すか等を考えようという親も少なくはない。その他、財産分与や入所施設からグループホーム等へ移る等のサービス利用の変更等も、制度利用の契機となっている。

わずかではあるが、虐待を契機とした申立ても出てきており、高齢者と同様、今後、障害者虐待防止法による行政の関与によって、障害者の救済と自立支援のために、成年後見制度が機能することも予想される。

Q2.7 成年後見制度を実際に利用して、心配なことを教えてください。(MA)

Q2.7 (複数可)			
1	後見人の年齢	265	61.8%
2	報酬支払	156	36.4%
3	財産の適切な使用	124	28.9%
4	医療同意	136	31.7%
5	身上看護	133	31.0%
6	その他	41	9.6%
	合計	429	100.0%



- ・ 「1. 本人よりも後見人の年齢が高い」(61.8%)が圧倒的に高い。

【コメント】

「後見人の年齢」がトップに挙げられているのは、親が後見人になっているケースが多いことから、当然である。しかしながら、(とりあえず)親が後見人になった場合は、「次の後見人」が必要となる。「後見人の年齢」以外の心配なことは、いずれも「親以外の後見人」の場合(つまり、「次の後見人」になった場合)の心配と思われる。知的障害者の後見が必然的に長期にわたることが、その理由である。

この点については、次頁の「親族後見のクロス集計」も同様である。